

小山町文化芸術振興基本計画 (案)

令和4年3月
小山町

目次

第1章	はじめに	1
1	計画の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	2
4	対象とする文化芸術の範囲	2
5	計画策定にあたって	3
6	小山町の概況	5
第2章	基本的な考え方	8
1	基本理念	8
2	目指す将来像（基本目標）	9
3	基本方針	10
4	施策の視点	12
5	施策の体系	13
6	「持続可能な開発目標（SDGs）」と小山町文化芸術振興基本計画	14
第3章	施策の展開	15
1	基本方針① 文化芸術を担う人財づくり	16
2	基本方針② 文化芸術を身近に感じるまちづくり	21
第4章	推進体制	25
1	各主体の役割	25
2	計画の推進体制	25
3	進行管理	27
4	生涯学習推進委員会	27
参考資料		28
1	アンケート調査結果	29
2	小山町の文化芸術関連施設	35
3	小山町の文化財	36
4	小山町の埋蔵文化財等	38
5	法令、計画等	39
6	用語解説	49

第1章 はじめに

1 計画の趣旨

文化芸術は、日常生活の満足度を高め、より豊かな人生を送るために欠くことのできないものです。また、文化財や伝統芸能は、郷土に対する誇りや愛着感を育むとともに、地域性に富んだまちづくりを進めるために重要な役割を担っています。

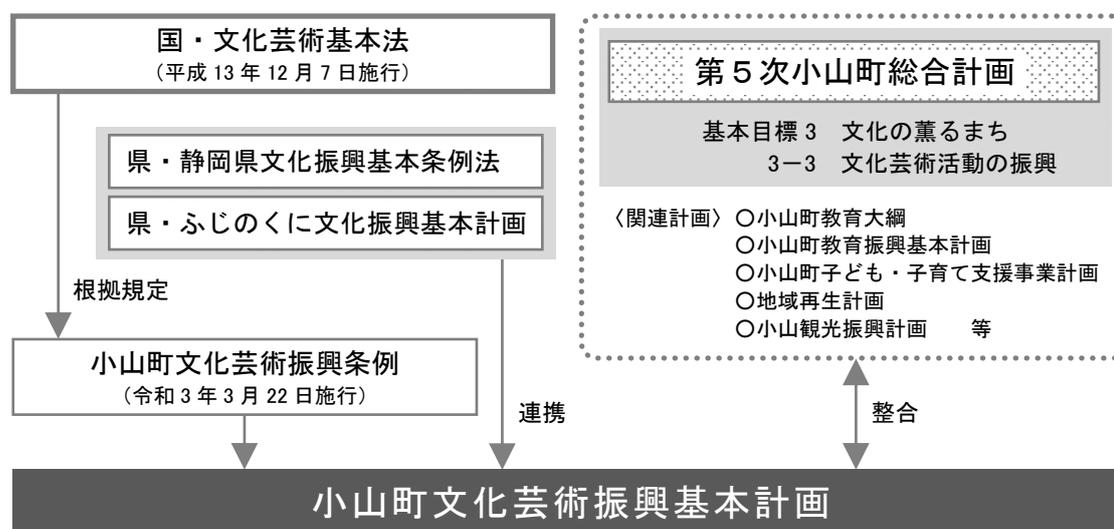
平成13(2001)年12月、国は「文化芸術振興基本法」を制定し、文化芸術振興のための基本理念を定め、地方公共団体における責務を明らかにしました。

その後、平成29(2017)年6月に一部改正、題名も「文化芸術基本法」と改めています。この中で、文化芸術そのものの振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、産業その他の関連分野における施策を法の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが謳われています。

小山町では、これらを踏まえ、令和3(2021)年3月に「小山町文化芸術振興条例」を制定しました。『小山町文化芸術振興基本計画』(以下、本計画)は、同条例第9条に基づき策定するもので、これからのまちづくりにおける文化芸術施策の方向性を明確にし、総合的かつ効果的な推進を図ることを目的としています。

2 計画の位置づけ

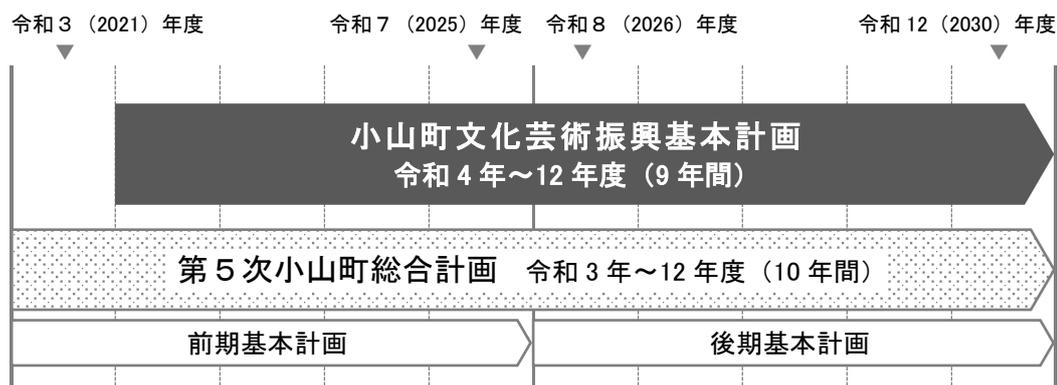
本計画は、本町の最上位計画である「第5次小山町総合計画」の分野別計画の一つです。推進にあたっては、第5次小山町総合計画、その他関連計画との整合を図るとともに、国・県の法令や計画等との連携にも配慮します。



3 計画の期間

本計画の計画期間は、第5次小山町総合計画〔計画期間：令和3（2021）年度～令和12（2030）年度〕との整合を図るため、令和4（2022）年度から令和12（2030）年度までの9年間とします。

また、社会情勢や町民のニーズなどの変化等を考慮し、必要に応じて見直しを行います。



4 対象とする文化芸術の範囲

本計画が対象とする文化芸術の範囲は、文化芸術基本法第8条から第14条に規定されているもの（「芸術」「メディア芸術」「伝統芸能」「芸能」「生活文化」「国民娯楽、出版物等」「文化財等」「地域における文化芸術」）を基本としています。これに小山町の歴史や産業、風土が育んだ特性を踏まえ、以下の5項目に整理します。

項目	内容
芸術文化	音楽、美術、写真、舞踊・ダンス、映画、メディア芸術、文芸、その他の芸術
生活文化	華道、茶道、食文化、その他の生活文化
伝統芸能	神楽、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、落語、その他の伝統芸能
文化財等	有形及び無形文化財、歴史的建造物、遺構、産業遺産、その他の文化財等
民俗文化	山岳信仰、街道文化、その他の民俗文化

5 計画策定にあたって

(1) 町民アンケート

本計画の策定にあたり、文化芸術に関する町民の意識や取組の現状を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的として、町民アンケートを行いました。

調査の概要は以下のとおりです。

■ 調査対象地域	小山町全域
■ 調査対象者	小山町民の男女 1,000 人
■ 調査対象	18 歳以上より無作為抽出
■ 調査期間	令和 3 年 8 月 21 日（土）～ 9 月 8 日（水）
■ 調査方法	郵送による配布・回収
■ 配布数	1,000 件
■ 回収数	375 件（回収率 37.5%）

(2) 文化芸術関連団体アンケート

小山町内で活動している文化芸術関連団体の活動状況や課題、提案、意見等を把握し、施策や事業を推進するための基礎資料とすることを目的として、文化芸術関連団体アンケートを行いました。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、対面によるヒアリングではなく、アンケート方式により実施しました。

調査の概要は以下のとおりです。

■ 調査対象地域	小山町全域
■ 調査対象団体	町内で活動する団体（文化連盟加盟団体を中心に 20 団体を抽出）
■ 調査期間	令和 3 年 9 月 2 日（木）～ 9 月 13 日（月）
■ 調査方法	郵送による配布・回収
■ 配布数	20 件
■ 回収数	14 件（回収率 70.0%）

(3) 小山町文化芸術振興条例制定の経緯

「小山町文化芸術振興条例」は、町における文化芸術の振興についての基本理念を定めたものです。

また、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を明らかにすることにより、町と町民等が相互に連携協力を図り、地域での文化芸術を振興するとともに、伝統文化を継承し、心豊かな町民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的としています。

条例制定までの経緯は以下のとおりです。

年 月 日		内 容
令和2年	4月～7月	他市町策定状況の調査、素案作成
	8月13日	小山町文化芸術振興条例検討会議要綱 告示
	8月21日	第1回文化芸術振興条例検討会議
	9月8日	第2回文化芸術振興条例検討会議
	9月24日	定例教育委員会（条例案の検討）
	11月2日	例規審査委員会
	12月16日～1月15日	パブリックコメント
令和3年	1月28日	第3回文化芸術振興条例検討会議
	2月10日	議会全員協議会
	2月19日	定例教育委員会
	2月25日	議会3月定例会議案上程
	3月17日	議会3月定例会議案議決
	3月22日	条例公布、同日施行

条例の全文は、参考資料（43、44頁）に掲載しています。

6 小山町の概況

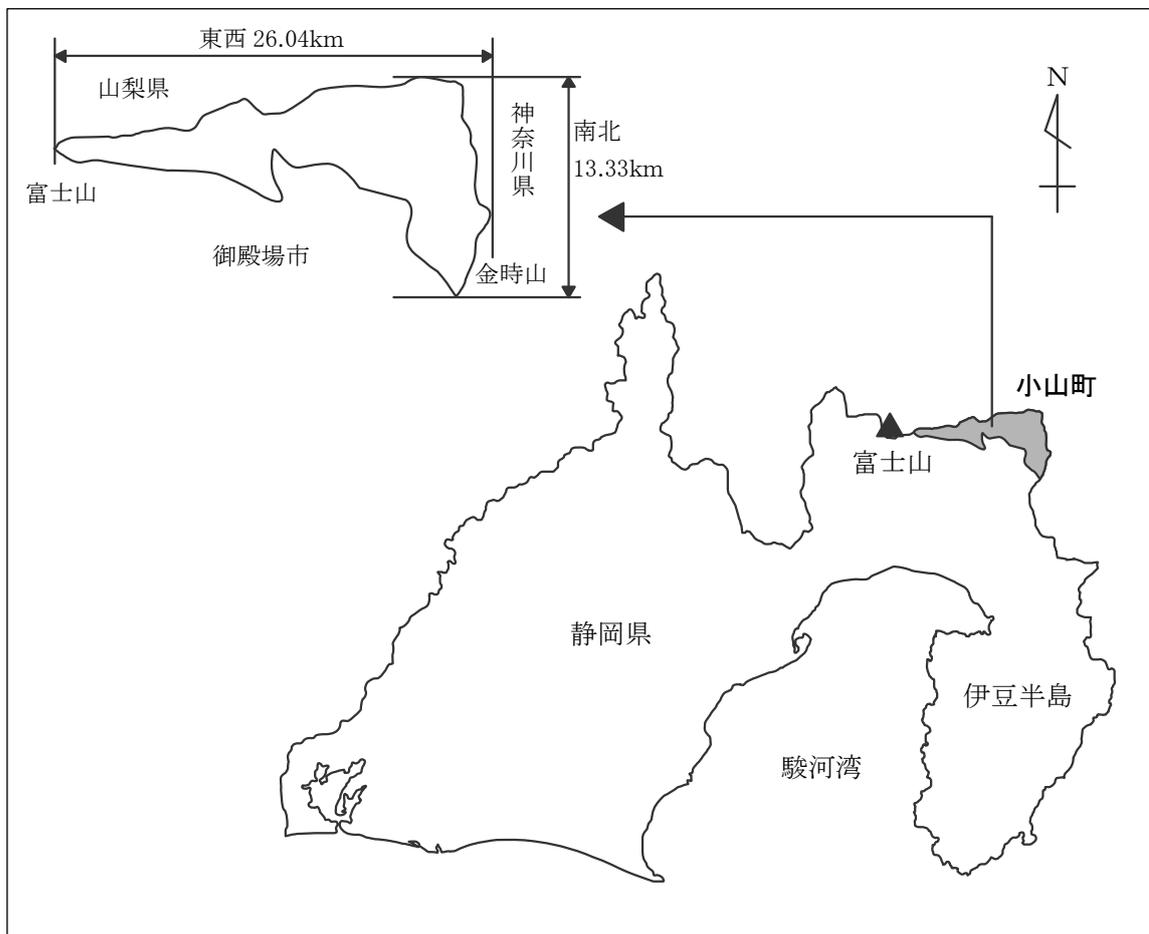
(1) 位置・地勢

本町は、静岡県の中東部に位置し、神奈川・山梨両県に接する県境の町です。

総面積は 135.74 k m²、東西 26 k m、南北 13 k m と東西に長く、北西端は富士山頂まで達しています。富士山を頂点とした富士外輪状の三国山と丹沢山地、箱根外輪山、足柄山嶺にとり囲まれた盆地を形成し、源を富士山・箱根両山系に発する鮎沢川が、佐野川・須川・野沢川と合流し、酒匂川となって相模湾にそそいでいます。市街地・農耕地は、海拔およそ 250m から 800m の間にわたる緩傾斜地帯に位置するため、東海地方にありながら夏も比較的過ごしやすい気候となっています。

東京からは 100 k m 圏内であり、足柄スマートインターチェンジ（以下、I C）を有する東名高速道路をはじめ、国道 246 号線、138 号線などの幹線道路が貫通しています。さらに新東名高速道路・新御殿場～海老名間が開通する際には、スマート I C が設置されたパーキングエリアが富士スピードウェイ付近に完成する予定です。また、中央自動車道・大月 I C と連結した東富士五湖道路・須走 I C もある好立地となっています。さらに、J R 御殿場線・小田急線との相互乗り入れ、ハイウェイのバスストップや御殿場 I C にも近いいため利便性が高く、ゴルフ場や霊園などもあります。

金太郎生誕の地として知られ、史跡名勝など数多くの文化財に恵まれているとともに、住民が健康な生活を送るための良好な自然にも恵まれています。



(2) 地域の概要

①小山地域（成美・明倫）

地域の南東を鮎沢川がJR御殿場線に並行して箱根外輪山の麓を流下し、変化に富んだ自然景観を形成しています。町中には、小山町が紡績のまちとして一時代を画した歴史を物語る場所へ新たな工場群が立ち並んでいます。

②足柄地域

リニューアルした足柄駅交流センターや隣接する農村公園、誓いの丘、金時山などの地域資源が存在しています。さらには足柄城跡、聖天堂、足柄峠笛まつり（竹之下太鼓）、金太郎伝説など、足柄山系や箱根山系の歴史的文化遺産も多く残っています。

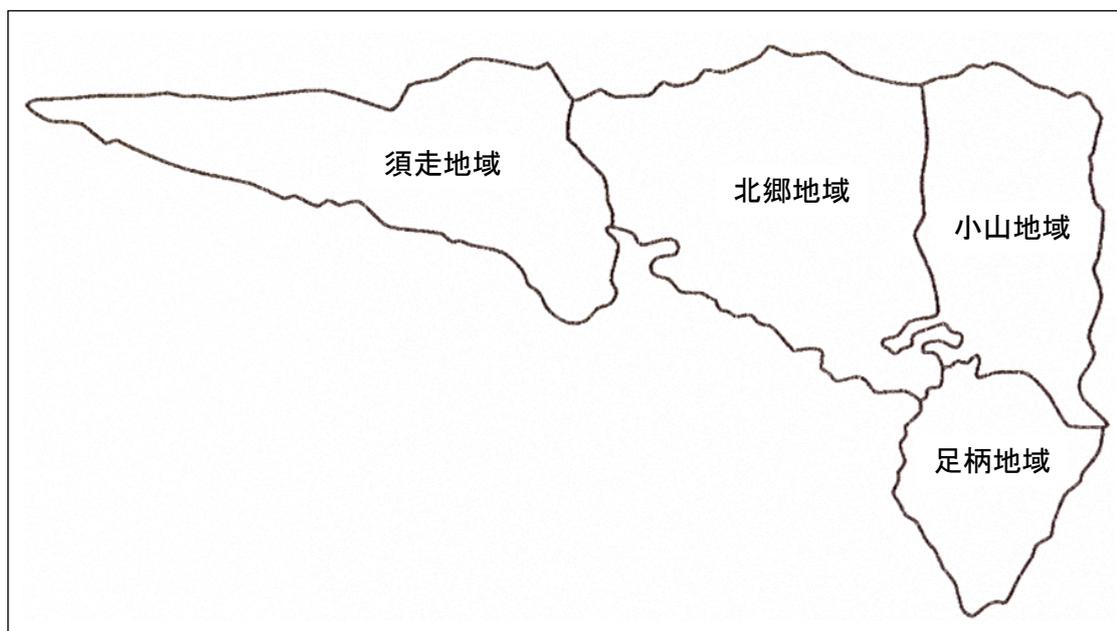
③北郷地域

小山パーキングエリアに接続する小山スマートICの開設が予定されており、国道246号線沿いにある道の駅ふじおやまでは、町民と来訪者との交流が期待されています。また、地域内の用沢神社では、用沢神楽が伝承されています。

④須走地域

世界文化遺産の構成資産となっている富士浅間神社や道の駅すばしりへは、たくさんの方が訪れています。また、陸上自衛隊富士学校富士駐屯地が立地しており、地域住民には多くの自衛隊員とその家族がいることが特性となっています。

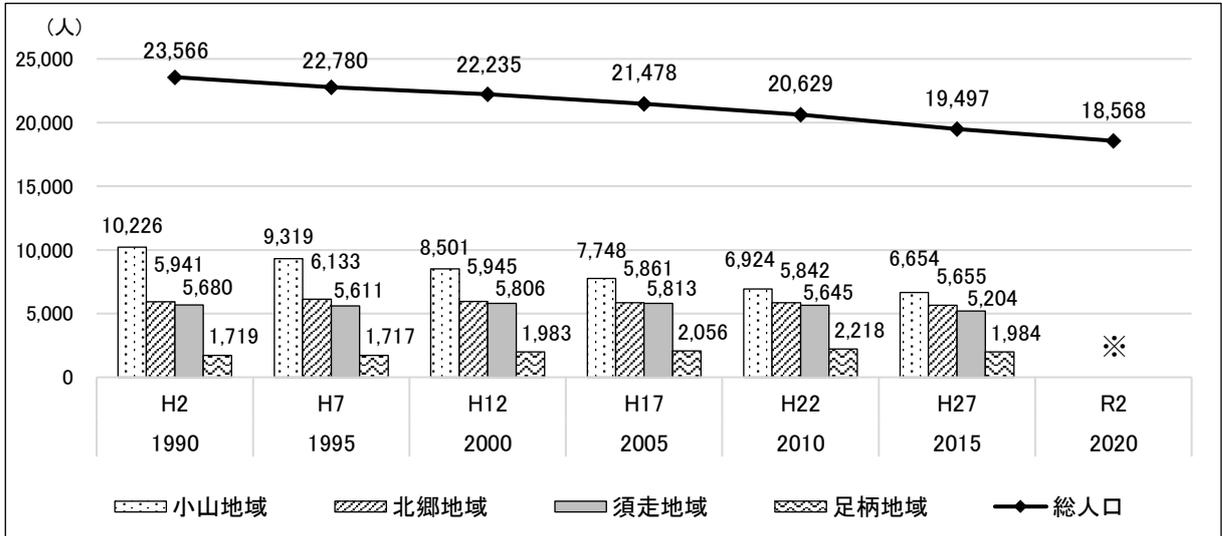
■地域区分図



(3) 人口特性

平成 2 (1990) 年以降の国勢調査によると、本町の総人口は一貫して減少傾向にあります。地域別にみると、特に小山地域 (成美・明倫) の減少幅が大きく、この 30 年間で約 35% 減少しました。

■総人口と地域別人口の推移

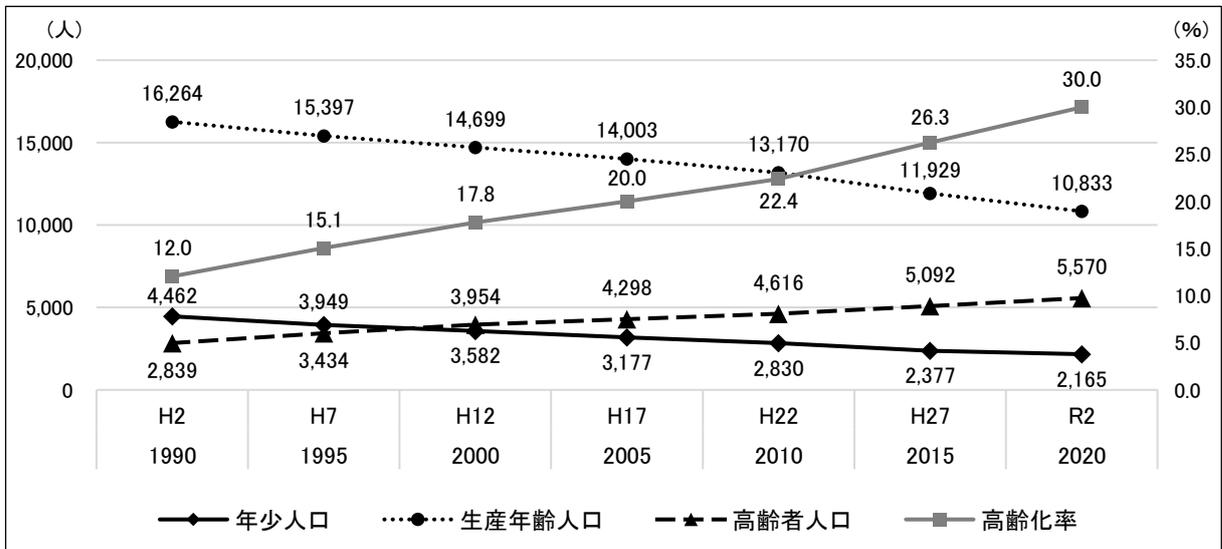


資料：国勢調査
※令和 2 (2020) 年の地域別人口は確定後更新予定です

15 歳未満人口 (年少人口) と 15~64 歳人口 (生産年齢人口) は、平成 2 (1990) 年以降ともに減少しています。

一方で、65 歳以上人口 (高齢者人口) は増加を続け、平成 12 (2000) 年には年少人口を逆転、高齢化率は 12.0% から 30.0% と 2.5 倍になりました。

■年齢 3 区分別人口の推移



資料：国勢調査

第2章 基本的な考え方

1 基本理念

本町では、文化芸術の振興を図る上での基本となる考え方を「基本理念」として、小山町文化芸術振興条例第3条に以下の4点を定めています。

- 1 文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。
- 2 町民等がその年齢、障害の有無、経済的な状況等にかかわらず、等しく文化芸術活動に参加できるような環境の整備が図られなければならない。
- 3 次代を担う子どもや若者に対し文化芸術活動への親しみを抱かせ、地域に根差した伝統ある文化芸術の継承や、新たな文化芸術の創造に携わる人材の育成を図らなければならない。
- 4 町内外において、文化を活かした交流が図られなければならない。

(小山町文化芸術振興条例 第3条)

2 目指す将来像（基本目標）

本町は、第5次小山町総合計画において『育てたい、暮らしたい、帰りたいまち 小山町』の実現を目指し、基本施策を展開しています。

この中で、文化芸術施策は、「基本目標3 文化の薫るまち」に位置付けられており、「基本施策3-3 文化芸術活動の振興〈文化芸術〉」では、目標（指標）として以下の項目を設定しています。

■ 第5次小山町総合計画〈文化芸術分野〉における目標（指標）

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (R7)	指標の説明
「町民が伝統文化や郷土を大切にしている」と回答する町民の割合	48 %	60 %以上	町民意識調査
「文化芸術に触れる機会が充実している」と回答する町民の割合	27 %	50 %以上	町民意識調査

本計画では、第5次小山町総合計画と整合を図りながら、文化芸術施策を体系的に推進するために、小山町文化芸術振興条例で定められた4つの基本理念のもと、目指す将来像を以下のとおり掲げます。

目指す将来像

文化芸術の薫るまち おやま

小山町の風土と歴史が育んだ伝統や文化に誇りを持ちながら、日々の暮らしの中で文化芸術に親しみ、心豊かな人生を送ることができるまちを目指します。

3 基本方針

本計画で掲げる目指す将来像を実現するために、次の2つの基本方針を設定します。
これらの基本方針は、これから取り組む施策の基本的な考え方を方向付けるものです。

基本方針

1

文化芸術を担う人財づくり

●現状と課題

町の文化芸術水準の向上を図るためには、文化芸術振興の担い手を育成する必要があります。しかし、少子高齢化等の影響やライフスタイルの多様化、地域コミュニティの希薄化による担い手不足が懸念されています。

町民アンケートでは、地区の祭りや伝統芸能の担い手としての参加意欲について、「参加しているし、今後も続けたいと思う」(16.0%)、「参加していないが、今後は参加したいと思う」(24.3%)に対し、「参加しているが、今後は続けたいと思わない」(7.2%)、「参加していないし、今後も参加したいとも思わない」(48.8%)が合わせて5割以上を占め、意欲の低下が顕著となっています。

●方向性

次代を担う子どもたちが、成長過程において豊かな感性や創造性、人間性を育むために、文化芸術に触れる機会を創出します。

また、子どもに限らず、日常生活において文化芸術に出会う機会を充実させることで、文化芸術活動を行う人口の増加や、後継者の育成を目指します。

後継者の育成により、文化芸術を末永く後世へ継承していくことが可能となり、人材が「人財」になっていくことにつながります。

写真 学校での芸術鑑賞会 など

写真 こども神輿 など

文化芸術を身近に感じるまちづくり

●現状と課題

町民の文化芸術活動への参加を促進するためには、文化芸術を身近に感じることができ環境が必要です。そのためには、町民が文化芸術に直接触れることができる鑑賞、体験機会の創出や、文化芸術活動に対する支援等が求められています。

町民アンケートでは、文化芸術を鑑賞しなかった理由として、「近所で公演や展覧会などが行われていない」（18.5%）、「自分の都合のよい時間・時間帯に公演や展覧会などをやっていない」（17.7%）等をあげる人がいる一方で、「関心がない」（33.8%）が最も多くなっています。

●方向性

文化芸術活動の振興のために、既存活動団体の体制強化や支援を行うとともに、歴史文化資源や公共施設等の有効活用により、身近なところで文化芸術を体験することができる環境づくりにつとめます。

また、姉妹市町等との文化交流を推進することで、地域に対する誇りや愛着感の醸成を促進します。

写真 おやまアートビレッジ など

写真 町民文化祭 など

4 施策の視点

本計画では、次の4つの視点に基づき、施策の基本的方向を策定しています。

触れる



日常生活において、町民が多様な文化芸術に「触れる」機会の創出に取り組みます。

学ぶ



郷土の歴史や伝統芸能をはじめ、文化芸術を生涯にわたり「学ぶ」ことができる環境を整えます。

交流する



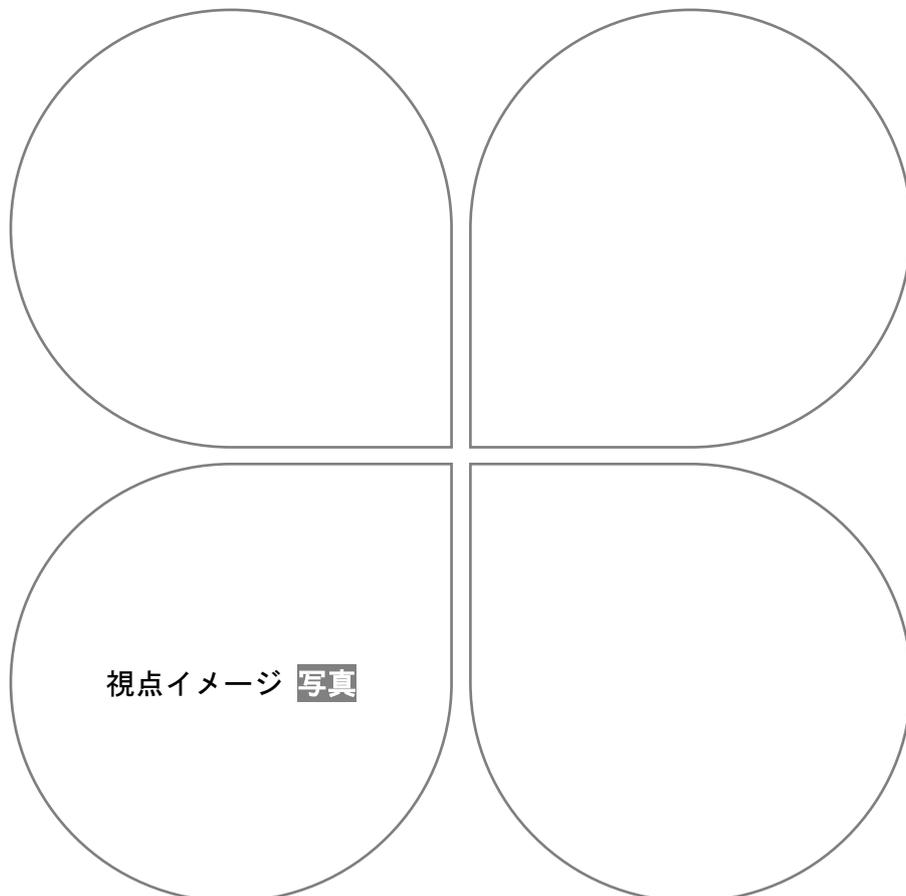
文化芸術活動を通して町内外の人や地域と「交流する」ことで、町に対する愛着感の醸成とコミュニティづくりを促進します。

発信する



文化芸術に関する情報を広く「発信する」ことで文化芸術人口の増加を図るとともに、まちの魅力を内外に伝えます。

※4つの視点は、個々の施策に相互に関連するものであるため、視点ごとの体系化はしていません



5 施策の体系

目指す将来像
(基本目標)



基本方針



基本施策



(視点)

触れる	▶	●	●		●				
学ぶ	▶		●		●	●	●	●	
交流する	▶	●		●			●		●
発信する	▶			●		●	●	●	●

6 「持続可能な開発目標（SDGs）」と小山町文化芸術振興基本計画

「持続可能な開発目標（SDGs※）」は、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標のことで、17 のゴール（目標）と 169 のターゲット（具体的な目標）で構成されています。

第 5 次小山町総合計画では、各分野の施策を講じることによって SDGs の推進を図るものとし、文化芸術分野については、特に関連するものとして以下の 2 つのゴールを設定しています。

本計画は、世界の潮流と歩みをあわせて文化芸術を振興することにより、SDGs の達成に寄与するものです。

アイコン	ゴール（目標）	
4 質の高い教育をみんなに 	4. 質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	 人財づくり
11 住み続けられるまちづくりを 	11. 住み続けられるまちづくりを 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする	 まちづくり

各ゴールには、目標をより具体的に示したターゲットが設定されており、ゴール 4 は 7 つ、ゴール 11 は 7 つに細分化されています。

本計画に関わるおもなターゲットは以下の 4 つです。

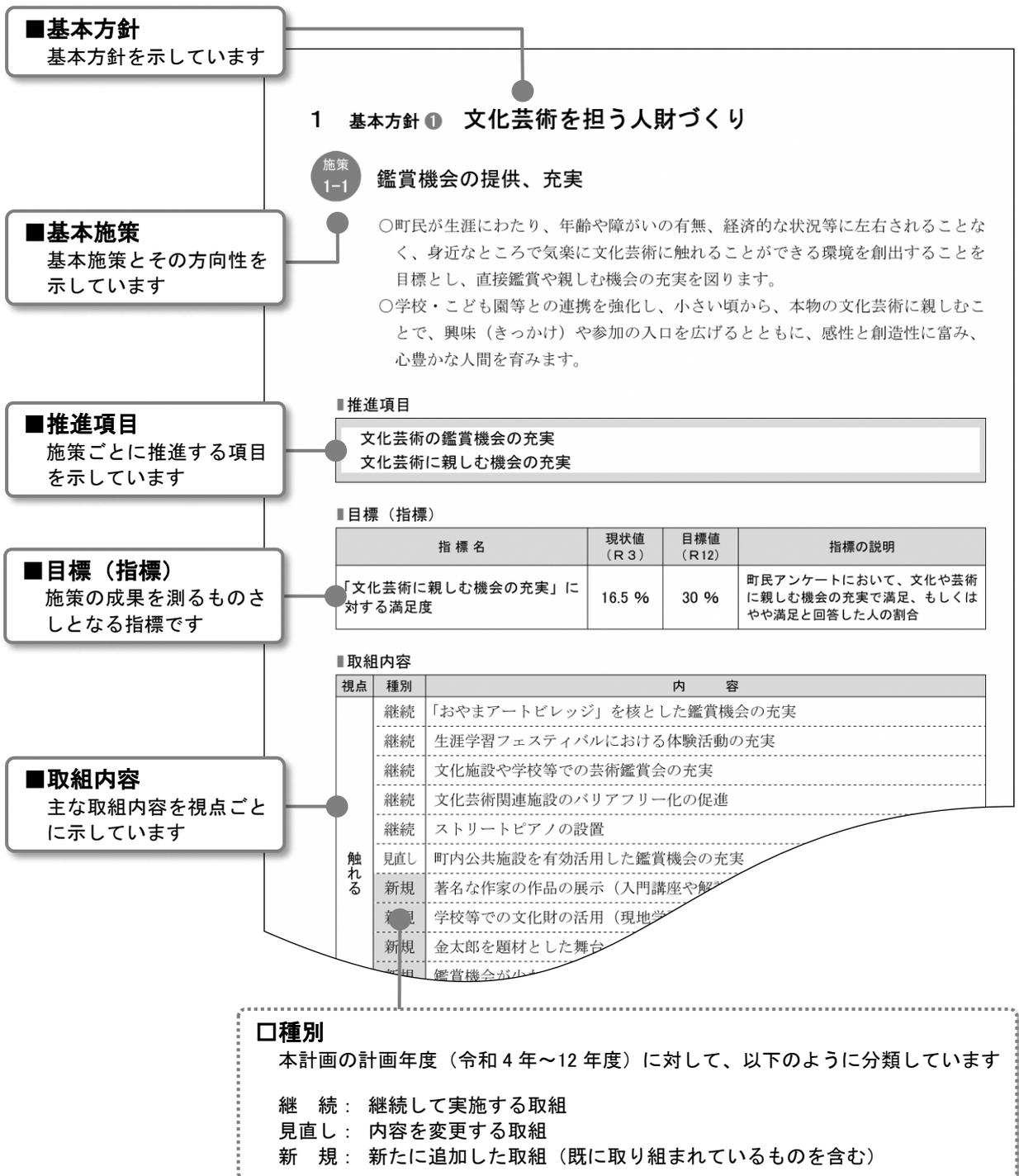
	ターゲット（具体的な目標）
4-1	2030 年までに、全ての子供が男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。
4-2	2030 年までに、全ての子供が男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。
4-7	2030 年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
11-4	世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。

出典：「そうだったのか。SDGs」一般社団法人 SDGs 市民社会ネットワーク

第3章 施策の展開

本計画は、目指す将来像（基本目標）の実現に向けて、2つの基本方針に基づき、9つの基本施策を展開していきます。ここでは、それぞれの施策の主な推進項目と目標（指標）を示すとともに、具体的な取組を視点ごとにまとめています。取組内容はイメージとして列記してありますので、時期や内容を精査し、実施していきます。

構成と見方は以下のとおりです。



1 基本方針 ① 文化芸術を担う人財づくり

施策
1-1

鑑賞機会の提供、充実

- 町民が生涯にわたり、年齢や障がいの有無、経済的な状況等に左右されることなく、身近なところで気楽に文化芸術に触れることができる環境を創出することを目標とし、直接鑑賞や親しむ機会の充実を図ります。
- 学校・子ども園等との連携を強化し、小さい頃から、本物の文化芸術に親しむことで、興味（きっかけ）や参加の入口を広げるとともに、感性と創造性に富み、心豊かな人間を育みます。

■ 推進項目

文化芸術の鑑賞機会の充実
文化芸術に親しむ機会の充実

■ 目標（指標）

指標名	現状値 (R3)	目標値 (R12)	指標の説明
「文化芸術に親しむ機会の充実」に対する満足度	16.5 %	30 %	町民アンケートにおいて、文化や芸術に親しむ機会の充実で満足、もしくはやや満足と回答した人の割合

■ 取組内容

視点	種別	内容
触れる	継続	「おやまアートビレッジ」を核とした鑑賞機会の充実
	継続	生涯学習フェスティバルにおける体験活動の充実
	継続	文化施設や学校等での芸術鑑賞会の充実
	継続	文化芸術関連施設のバリアフリー化の促進
	継続	ストリートピアノの設置
	見直し	町内公共施設を有効活用した鑑賞機会の充実
	新規	著名な作家の作品の展示（入門講座や解説・ガイドなど）
	新規	学校等での文化財の活用（現地学習、出土遺物の貸出など）
	新規	金太郎を題材とした舞台、人形劇等の上映
	新規	鑑賞機会が少ない層へのアウトリーチ※事業の実施
	新規	福祉施設等での芸術作品の巡回展示及び入所者の活動支援（講師派遣など）
	新規	公演、展示等における障がい者への配慮（字幕、手話、音声案内など）
交流する	継続	演劇祭、映画祭の開催
	新規	町内や近隣市町出身アーティスト、文化人との交流機会の創出
	新規	アーティスト・イン・レジデンス※の開催（町民向けワークショップ※など）
	新規	フォトロゲイニング※の実施（写真作品の撮影スポット巡りなど）

体験機会の提供、充実

- 芽生えた文化芸術への興味関心を実際の活動へと発展させるために、各種教室や講座、ワークショップ、イベントなど、自ら実際に体験し学ぶ機会の提供や充実を図ります。
- 観光やまちづくり、教育、福祉など、多様な分野の行事や事業と連携・協力することで、日常の様々な場面で文化に触れる機会を創出します。
- 現役世代も参加しやすい環境の整備やプログラムの企画を行い、文化芸術活動を通じた仲間づくり、地域づくりを促進するとともに、ワーク・ライフ・バランス※の実現を目指します。
- 高齢者の豊富な知識や経験、高い技能を活かして、文化芸術の指導者、伝承者としての活躍を促し、社会参加や地域貢献、生きがいを図ります。

■ 推進項目

各種教室、講座の開催 ワークショップの開催

■ 目標（指標）

指標名	現状値 (R3)	目標値 (R12)	指標の説明
「気軽に文化や芸術に触れる機会の充実」に対する満足度	15.2 %	30 %	町民アンケートにおいて、気軽に文化や芸術に触れる機会の充実で満足、もしくはやや満足と回答した人の割合

■ 取組内容

視点	種別	内 容
触れる	新規	様々な楽器に触れるイベントの開催
	新規	公共施設や福祉施設でのワークショップの開催
	新規	巡拝の道（山岳信仰）ハイクの実施（現代版富士講）
	新規	感染症防止対策を講じた活動やオンライン配信等の促進
	新規	文化ボランティアの育成と活用促進
	新規	時代のニーズに即した文化講座の拡充
学ぶ	継続	夜間、土日の生涯学習教室の開催
	新規	一流の作品展示及び体験（浮世絵展示、版画体験など）
	新規	学校等での囲碁・将棋、むかし遊び指導

成果発表の機会の提供、充実

- 活動のモチベーションの維持・向上や、同じ活動をする人・団体との交流を図るために、体験した文化や芸術の成果を発表する機会を提供します。
- 発表を鑑賞することを通して興味関心や創作意欲を喚起し、活動への新規参加者の取り込みを図ります。
- 趣味の延長線上として、誰もが気軽に成果を発表、発信できるような場を創出し、文化芸術への間口と裾野を広げます。
- 活動の励みとなるよう、文化芸術活動で顕著な成果を収めた個人や団体への支援、顕彰等に取り組みます。

■ 推進項目

文化芸術を発表する機会の充実 活動団体等への支援、顕彰
--

■ 目標（指標）

指標名	現状値 (R3)	目標値 (R12)	指標の説明
「文化芸術を発表する機会の充実」に対する満足度	14.7 %	30 %	町民アンケートにおいて、文化や芸術を発表する機会の充実で満足、もしくはやや満足と回答した人の割合

■ 取組内容

視点	種別	内 容
交流する	継続	シニアクラブ活動の充実、支援（創年のつどいなど）
	継続	福祉施設等への慰問の実施（演奏など）
	見直し	生涯学習フェスティバル、町民文化祭の充実（若者向けコンテンツの拡充など）
	新規	道の駅・サービスエリア及び町内文化財における演奏会、展示会の開催
発信する	新規	「(仮称) B級文化祭」の開催（スマホ写真展、子どものお絵かき展示など）
	新規	「(仮称) おやま文化大賞」の創設
	新規	町及び民間等による奨励金や顕彰の促進

子どもや若者への文化教育の充実

- 次代を担う子どもや若者が文化芸術に親しむ機会や、各分野の第一人者から指導・助言を受ける機会を提供します。
- 学校・こども園等との連携を図りながら、幼少期の鑑賞体験、創作体験の充実を図り、文化芸術の薫るまちの人財づくりに取り組みます。
- 学校・こども園等における文化教育や郷土学習に地域の大人が積極的に関わることで、地域ぐるみで学校運営を支援します。
- 親子で文化芸術に触れ、ともに体験や活動をするを通して、親子のよりよいコミュニケーションを創出します。

■ 推進項目

子ども達が文化芸術に親しむ機会の充実 夜間、休日の教室等の開催
--

■ 目標（指標）

指標名	現状値 (R3)	目標値 (R12)	指標の説明
「子どもや若者への文化芸術教育の充実」に対する満足度	15.4 %	30 %	町民アンケートにおいて、子どもや若者への文化芸術教育の充実で満足、もしくはやや満足と回答した人の割合

■ 取組内容

視点	種別	内 容
触れる	継続	ブックスタート*事業、セカンドブック*事業、読み聞かせ会の開催
	継続	学校等での親子鑑賞教室の開催（演奏会、観劇会など）
	継続	幼児向け親子鑑賞会の開催（親子ふれあいコンサートなど）
	新規	才能の発掘・育成支援（幼児のための音楽教室、絵画教室など）
	新規	子どもや若者向けの各種ワークショップの開催
学ぶ	継続	学びの場である文化関連施設の効果的な修繕や整備
	継続	中学生、高校生対象の楽器クリニックの開催
	見直し	若者が興味を持って参加できる教室の開催（スマホ写真、プラモデルなど）
	新規	胎児のための文化芸術教室等の開催（音楽、読み聞かせなど）
	新規	学校等と文化連盟の連携による文化芸術教育の実施（各種教室など）
	新規	事業運営におけるボランティアの育成
	新規	国外に渡航し、自己のスキルアップを目指す者に対して費用の一部を助成

伝統的な文化の継承、発展

- 町内の文化財を広く的確に把握し、その保存・活用を図ることで、歴史的文化遺産の価値を共有し、(文化芸術を楽しむ)まちづくりを推進します。
- 代々受け継がれてきた無形民俗文化財や伝統行事、伝統工芸、食文化など、小山町固有の文化を継承、発展させるため、その周知を図るとともに、新たな担い手を育成します。
- 文化や歴史、郷土の偉人について学ぶことで、町や地域に対する誇りや愛着感を育みます。
- 学んだ知識を伝える歴史ガイドなど、事業を運営から支える文化財ボランティアの養成に取り組みます。

■ 推進項目

<p>歴史文化に関する資源の活用 地域に根差した伝統文化の継承と発展 知名度向上のための町内外への発信</p>

■ 目標（指標）

指標名	現状値 (R3)	目標値 (R12)	指標の説明
「伝統的な文化の継承と発展」に対する満足度	13.7%	25%	町民アンケートにおいて、伝統的な文化の継承と発展について満足、もしくはやや満足と回答した人の割合

■ 取組内容

視点	種別	内容
学ぶ	継続	未調査分野の重点的調査（無形民俗文化財、建造物、天然記念物など）
	継続	地域の無形民俗文化財の保存、振興（太鼓、神楽など）
	継続	学校等での郷土の偉人などの学習（金太郎、伊奈半左衛門、和田豊治など）
	継続	「小山町史」の周知及び配付、再編さん
	新規	「小山町文化財保存活用地域計画」の策定
交流する	新規	郷土料理講習会の開催（多世代交流など）
	新規	文化財を核にした交流会、シンポジウムの開催
発信する	継続	わかりやすい冊子・パンフレットの作成
	継続	文化財ボランティア養成講座の開催（ガイドなど）
	継続	案内看板、サイン等の整備
	継続	地域資料の収集・保存と活用
	新規	歴史探訪散歩ツアーの開催（スタンプラリーなど）
	新規	文化財データベースの公開

2 基本方針② 文化芸術を身近に感じるまちづくり

施策
2-1

既存活動団体の体制強化

- 町民が主体的に文化芸術活動を行うために、文化連盟をはじめとする団体等への支援、サポートを推進するとともに、文化芸術施策に対する適切なニーズの把握を行います。
- 多くの文化芸術関連団体が後継者不足を課題として挙げていることから、人材の育成と活動強化を促進します。
- 文化連盟加盟団体をはじめ、サークルや教室、イベント等の情報発信力の強化に関わる支援を行います。
- 企業内サークル間の連携や一般町民の参加を促進し、人員不足の解消と参加希望者とのマッチングに取り組みます。

■ 推進項目

文化連盟への新規加入促進 それ以外の活動団体への協力

■ 目標（指標）

指標名	現状値 (R3)	目標値 (R12)	指標の説明
文化連盟加盟人数	772 人	900 人	小山町文化連盟に加盟している各団体の会員数の合計
「文化芸術団体の体制の強化と支援」に対する満足度	8.5 %	15 %	町民アンケートにおいて、文化芸術団体の体制の強化と支援について満足、もしくはやや満足と回答した人の割合

■ 取組内容

視点	種別	内 容
学 ぶ	新規	指導者養成講座の開催
	新規	企業内サークル間の相互連携
	新規	文化連盟加盟団体による体験会、教室等の開催
発 信 する	継続	文化活動に関するアンケートの実施と取組への反映
	見直し	文化連盟への加入促進（生涯学習各教室受講生等）
	新規	広報おやま（夢ひろば）を活用した文化芸術団体の紹介
	新規	文化芸術団体のチラシの作成、配布
	新規	団体向けの情報発信講座の開催（SNS入門、HP作成など）
	新規	団体情報、人材情報の一元化（ポータルサイト*の創設など）
	新規	団体紹介やお試し入会の実施

公共施設等の有効活用

- 町内の文化施設、歴史的施設等を有効活用し、身近なところで文化芸術に触れる機会の充実を図ります。
- 各施設がそれぞれの特性を活かし、文化芸術の活動・発信拠点として効果的に機能するように、施設の整備や人員の配置など環境整備を行います。
- 誰もが気軽に利用できる施設を目指して、わかりやすい予約システムや施設情報の発信に努めます。
- 文化財等をイベント会場として活用することで、場の周知を図るとともに、その価値を広く発信します。

■ 推進項目

豊門公園や駅前交流センター等での発表会、展示会
福祉施設等への慰問

■ 目標（指標）

指標名	現状値 (R3)	目標値 (R12)	指標の説明
「公共施設等の有効活用」に対する満足度	18.3 %	30 %	町民アンケートにおいて、公共施設等の有効活用について満足、もしくはやや満足と回答した人の割合

■ 取組内容

視点	種別	内 容
学 ぶ	継続	自主文化事業の充実
	継続	指定管理者との連携による図書館の効果的な活用
	継続	図書館の蔵書紹介、レファレンス*の充実
	新規	町内施設での作品展示、発表会の実施（文化WEEKなど）
交 流 す る	継続	文化芸術関連団体間の交流、発表会の開催
発 信 す る	継続	豊門公園の活用（おやまアートビレッジ、個展、茶会など）
	新規	森村橋、金時公園、誓いの丘の活用（マルシェ、野外音楽祭など）
	新規	文化芸術関連施設の予約システムの改善（一元化、スマホ対応など）

歴史文化資源の有効活用

- 富士紡績に関する文化や歴史の整理と価値向上に努めるとともに、観光資源やロケ地としての活用を図ります。
- 世界遺産富士山と富士講などの山岳信仰、街道文化に関する資源を活用し、新たな観光事業を展開します。
- 新たな文化財の掘り起こしを行うとともに、文化財の保護と継承、有効活用を推進します。
- 人も大切な地域の資源（人財）であることから、郷土の歴史や伝統文化に詳しい人や団体の情報を収集、発信するとともに、ネットワーク化を図ります。

■ 推進項目

<p>町内文化財の適切な保存、継承 世界文化遺産富士山に関連した事業の実施 地域の伝統文化の調査、掘り起こし</p>
--

■ 目標（指標）

指標名	現状値 (R3)	目標値 (R12)	指標の説明
「歴史文化資源の有効活用」に対する満足度	18.5 %	30 %	町民アンケートにおいて、歴史文化資源の有効活用について満足、もしくははやや満足と回答した人の割合

■ 取組内容

視点	種別	内 容
学ぶ	継続	紡績業関連文化財、歴史の学習
	新規	遺跡発掘体験
	新規	土器の復元体験
	新規	民具（農機具）の使用体験
	新規	文化財ウォークの実施（須走口登山道、富士紡績関連遺産、足柄古道など）
発信する	継続	指定文化財の選定（建造物や記念物のほか、伝統文化、産業遺産、技など）
	継続	地域資料室などの収蔵施設の充実、活用
	新規	「小山町文化財保存活用地域計画」の策定、推進
	新規	郷土の歴史や伝統文化に関する人財データベースの作成
	新規	郷土資料館（コーナー）の整備

文化交流の推進

- 町内外の地域や団体等との文化交流を促進し、町の文化芸術活動の振興を図るとともに、新たなつながりを創出します。
- 国際姉妹都市等とのオンラインによる文化交流を通して、グローバルな視野を持つ人材の育成を図ります。
- 小山町の魅力を常に発信し続けることで、新たなファンの獲得と交流人口、関係人口の拡大に努めます。

■ 推進項目

国内姉妹都市等との文化交流促進 町内外との交流促進

■ 目標（指標）

指標名	現状値 (R3)	目標値 (R12)	指標の説明
「町内外の地域や団体との文化交流」に対する満足度	10.8 %	20 %	町民アンケートにおいて、町内外の地域や団体との文化交流について満足、もしくはやや満足と回答した人の割合

■ 取組内容

視点	種別	内 容
交流する	継続	姉妹都市、友好都市等との文化交流（訪問、招待など）
	継続	英語など外国語に親しむ体験を通じた国際感覚の醸成
	新規	自衛隊との文化交流（吹奏楽セッションなど）
	新規	親子を対象とした国際交流活動等や外国語講座の充実
	新規	国際姉妹都市とのオンライン交流会の実施
	新規	文化芸術活動団体のコミュニティ・スクール [*] への参加促進
発信する	継続	富士紡績関連文化財の周知、魅力発信（豊門公園、森村橋など）
	継続	小山町公認インスタグラマーの活用（写真展の継続など）

第4章 推進体制

1 各主体の役割

本町の文化芸術振興のためには、本計画を町・町民・地域・文化芸術団体・事業者が一体となって推進しなければなりません。そのために、各主体がそれぞれの役割と責務を果たす必要があります。

小山町文化芸術振興条例第2条では、以下のように定めています。

- **町の責務** …………… 文化芸術振興施策を策定し、及び実施するものとする。
- **町民等の役割** …………… 自主的かつ主体的な文化芸術活動を通じて、文化芸術の振興を図り、文化の薫り高いまちをつくるよう努めるものとする。
- **地域の役割** …………… 文化芸術活動や地域文化の維持及び継承を通じて、地域づくり及び人づくりに努めるものとする。
- **文化芸術団体の役割** …… 自主的かつ主体的な文化芸術活動を通じて、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすように努めるものとする。
- **事業者の役割** …………… 地域社会を構成する一員として、その保有する資源を活用し、地域の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

2 計画の推進体制

本計画は、町、町民、地域、文化芸術団体、企業、学校等、文化芸術関連施設などの各主体が、連携・協働しながら推進します。

また、観光、まちづくり、国際交流、福祉、産業その他関連分野の関係部署との連携・調整を図りながら、取組を進めます。

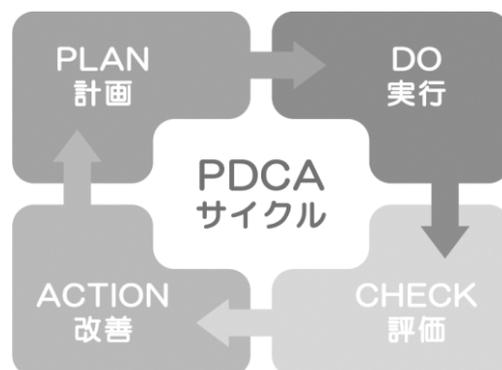
■「小山町文化芸術振興基本計画」推進項目別主体

基本 施策	推進項目	主体				
		町	町民等	地域	文化芸術 団体	事業者
基本方針① 文化芸術を担う人財づくり						
1-1 鑑賞機会の提供、充実						
	文化芸術の鑑賞機会の充実	●	●		●	●
	文化に親しむ機会の充実	●	●	●	●	●
1-2 体験機会の提供、充実						
	各種教室、講座の開催	●	●		●	
	ワークショップの開催	●	●		●	
1-3 成果発表の機会の提供、充実						
	文化芸術を発表する機会の充実	●		●	●	●
	活動団体等への支援、顕彰	●			●	●
1-4 子どもや若者への文化教育の充実						
	子ども達が文化芸術に親しむ機会の充実	●	●			
	夜間、休日の教室等の開催	●	●			
1-5 伝統的な文化の継承、発展						
	歴史文化に関する資源の活用	●		●	●	
	地域に根差した伝統文化の継承と発展	●	●	●	●	
	知名度向上のための町内外への発信	●		●	●	
基本方針② 文化芸術を身近に感じるまちづくり						
2-1 既存活動団体の体制強化						
	文化連盟への新規加入促進	●			●	
	それ以外の活動団体への協力	●			●	
2-2 公共施設等の有効活用						
	豊門公園や駅前交流センター等での発表会、展示会	●	●		●	●
	福祉施設等への慰問		●		●	
2-3 歴史文化資源の有効活用						
	町内文化財の適切な保存、継承	●		●		●
	世界文化遺産富士山に関連した事業の実施	●				●
	地域の伝統文化の調査、掘り起こし	●		●		
2-4 文化交流の推進						
	国内姉妹都市等との文化交流促進	●			●	●
	町内外との交流促進	●			●	●

3 進行管理

施策の進行管理にあたっては、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Act）のPDCA サイクルにより適切に行い、毎年「生涯学習推進委員会」において、取組の進捗状況を確認します。

また、町民のニーズなどの変化等を考慮し、必要に応じて見直しを行い、本計画の最終年度（次期計画の見直し時）には、評価と検証を行います。



4 生涯学習推進委員会

生涯学習推進委員会は、生涯学習施策の効果的な推進を図るために、学識経験者、各種団体代表者、学校関係者等から構成され、町に対しての意見や提言を行っています。

本計画の策定、進捗等を協議・検討するにあたり、新たな諮問機関を組織することはせず、同委員会に意見を聴くこととします。

①設置根拠

同委員会は、小山町生涯学習推進委員会要綱第2条に基づき設置され、文化芸術基本法第37条及び小山町文化芸術振興条例第14条の規定に基づき、本町の文化芸術の振興について協議・検討します。

②委員構成等

委員は、副町長、教育長、社会教育委員のほか、町長が定める団体の代表者等をもって構成され、委員長が必要があると認める場合は、委員以外の者を会議に出席させることができます。

③任期

社会教育委員の任期に準じます。

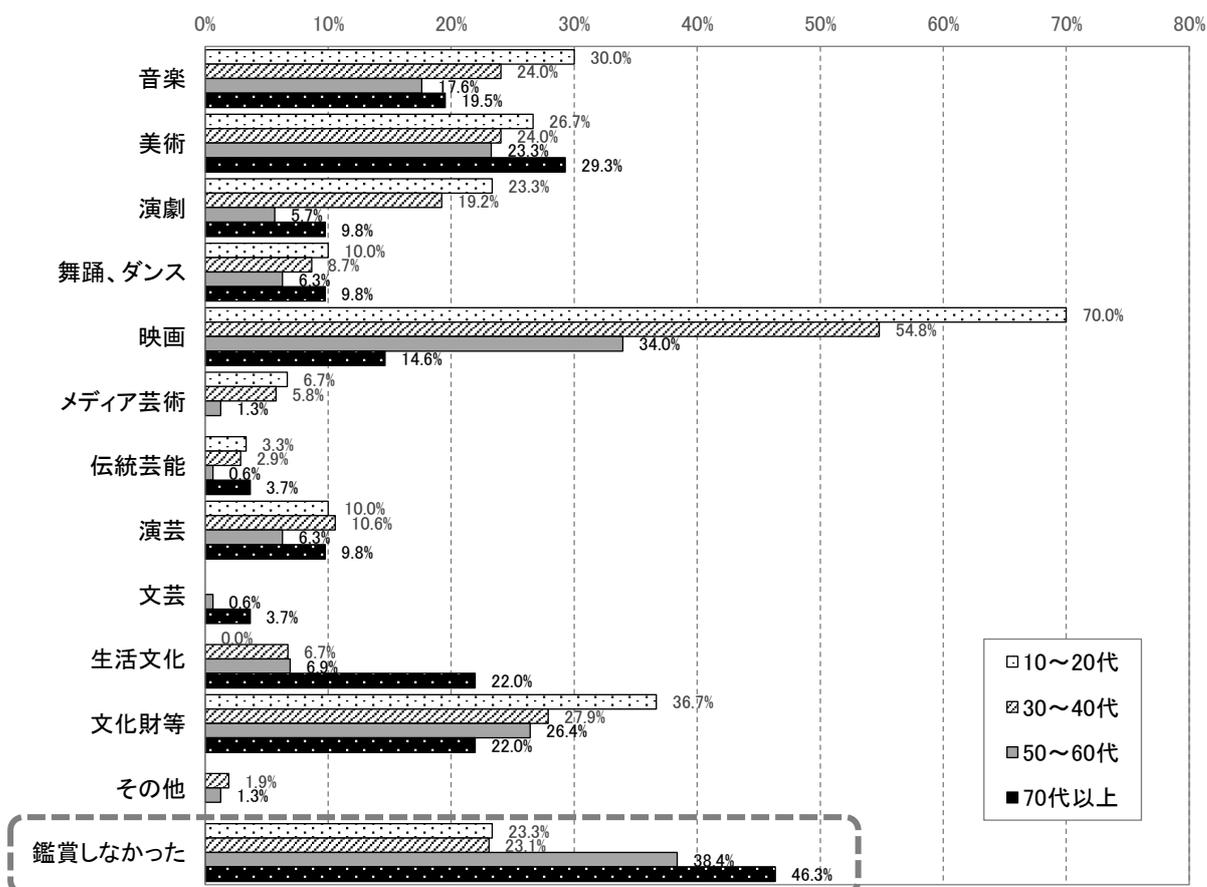
參考資料

1 アンケート調査結果

(1) 町民アンケート（抜粋）

①クロス集計

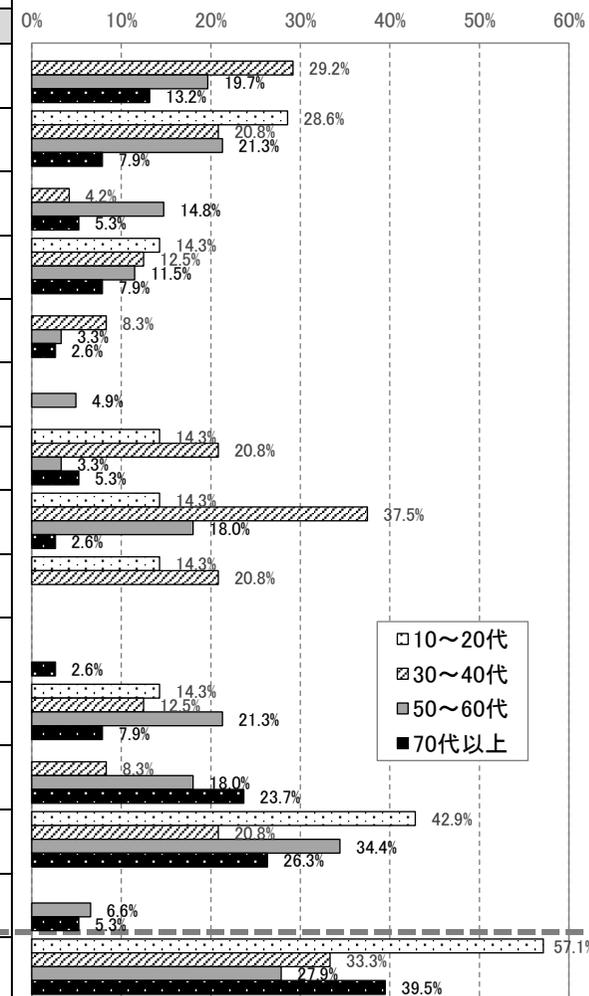
「過去3年間における文化芸術の直接鑑賞の有無」 × 「年齢」										
直接鑑賞の有無 (MA)	全体 (n=375)		10~20代 (n=30)		30~40代 (n=104)		50~60代 (n=159)		70代以上 (n=82)	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
音楽	78	21.4%	9	30.0%	25	24.0%	28	17.6%	16	19.5%
美術	94	25.8%	8	26.7%	25	24.0%	37	23.3%	24	29.3%
演劇	44	12.1%	7	23.3%	20	19.2%	9	5.7%	8	9.8%
舞踊、ダンス	30	8.2%	3	10.0%	9	8.7%	10	6.3%	8	9.8%
映画	144	39.5%	21	70.0%	57	54.8%	54	34.0%	12	14.6%
メディア芸術	10	2.7%	2	6.7%	6	5.8%	2	1.3%	0	0.0%
伝統芸能	8	2.2%	1	3.3%	3	2.9%	1	0.6%	3	3.7%
演芸	32	8.8%	3	10.0%	11	10.6%	10	6.3%	8	9.8%
文芸	4	1.1%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.6%	3	3.7%
生活文化	36	9.9%	0	0.0%	7	6.7%	11	6.9%	18	22.0%
文化財等	100	27.4%	11	36.7%	29	27.9%	42	26.4%	18	22.0%
その他	4	1.1%	0	0.0%	2	1.9%	2	1.3%	0	0.0%
鑑賞しなかった	130	35.6%	7	23.3%	24	23.1%	61	38.4%	38	46.3%



傾向 文化芸術を「直接鑑賞した」と答えた人のうち、最も多いのは「映画」で、年齢が若いほど割合が大きくなっています。70代以上の46.3%が文化芸術を「直接鑑賞しなかった」と答えており、新型コロナウイルス感染拡大に伴う自粛の影響がうかがえます。

「文化芸術を直接鑑賞しなかった理由」 × 「年齢」

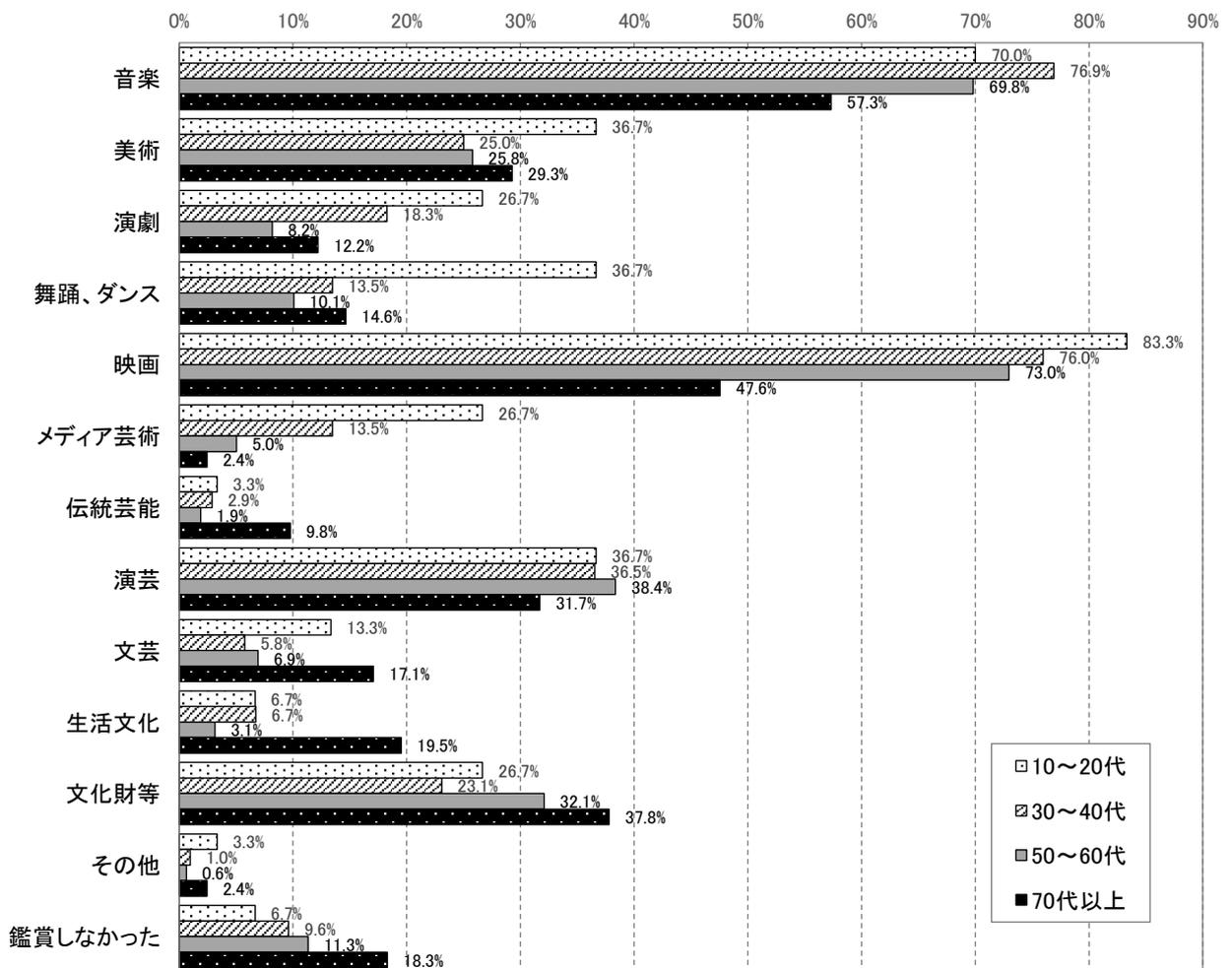
年齢 直接鑑賞しなかった理由 (MA)	全体 (n=130)		10~20代 (n=7)		30~40代 (n=24)		50~60代 (n=61)		70代以上 (n=38)	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
近所で公演や展覧会などが行われていない	24	18.5%	0	0.0%	7	29.2%	12	19.7%	5	13.2%
自分の都合のよい曜日・時間帯に公演や展覧会などをやっていない	23	17.7%	2	28.6%	5	20.8%	13	21.3%	3	7.9%
公演や展覧会などの情報が入手できない	12	9.2%	0	0.0%	1	4.2%	9	14.8%	2	5.3%
一緒に行く仲間がいない	14	10.8%	1	14.3%	3	12.5%	7	11.5%	3	7.9%
入場料や交通費など費用がかかり過ぎる	5	3.8%	0	0.0%	2	8.3%	2	3.3%	1	2.6%
公演や展覧会などが人気で、チケットの入手が困難である	3	2.3%	0	0.0%	0	0.0%	3	4.9%	0	0.0%
育児・介護などで時間がとれない	10	7.7%	1	14.3%	5	20.8%	2	3.3%	2	5.3%
仕事・学業などで時間がとれない	22	16.9%	1	14.3%	9	37.5%	11	18.0%	1	2.6%
小さな子どもを連れていける施設や行事が少ない	6	4.6%	1	14.3%	5	20.8%	0	0.0%	0	0.0%
バリアフリーや高齢者・障がい者対応サービスが整っている施設や行事が少ない	1	0.8%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.6%
魅力ある公演や展覧会などが少ない	20	15.4%	1	14.3%	3	12.5%	13	21.3%	3	7.9%
テレビ、ラジオ、CD・DVD、インターネット配信などにより鑑賞できる (鑑賞した)	22	16.9%	0	0.0%	2	8.3%	11	18.0%	9	23.7%
新型コロナウイルス感染症の影響により、公演や展覧会などが中止になった	39	30.0%	3	42.9%	5	20.8%	21	34.4%	10	26.3%
その他	6	4.6%	0	0.0%	0	0.0%	4	6.6%	2	5.3%
関心がない	44	33.8%	4	57.1%	8	33.3%	17	27.9%	15	39.5%



傾向 文化芸術を「直接鑑賞しなかった」と答えた人を年齢別に見ると、「10~20代」のうち、57.1%が「関心がない」と答えており、若い世代への文化芸術への興味やきっかけづくりにつながる施策を検討する必要があります。また、「30~40代」では、「仕事・学業などで時間がとれない」が37.5%、「育児・介護などで時間がとれない」が20.8%となっており、現役世代が文化芸術活動に参加しづらいという現状がうかがえます。

「過去3年間におけるメディアでの鑑賞の有無」 × 「年齢」

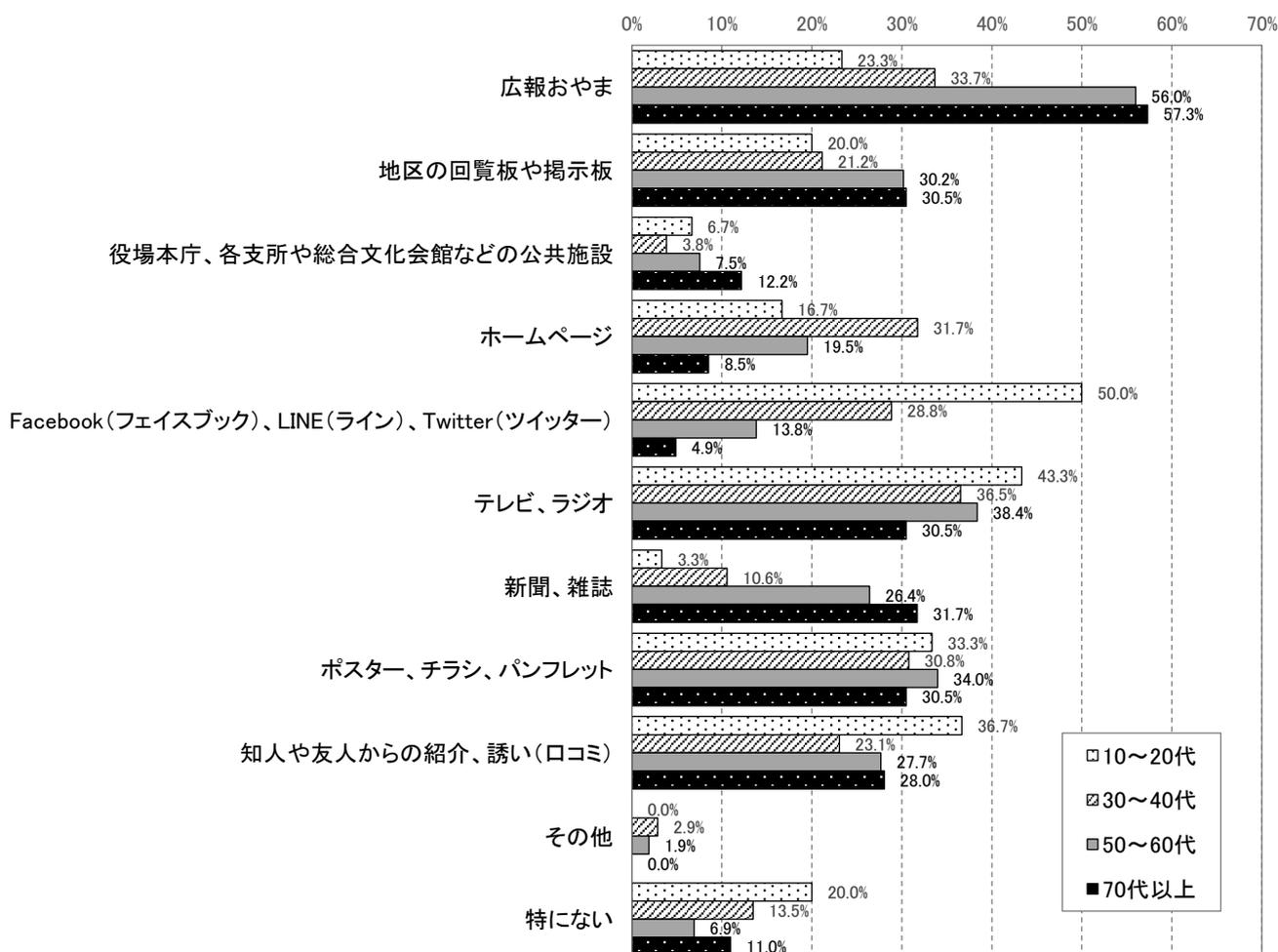
メディアでの鑑賞の有無 (MA)	全体 (n=375)		10~20代 (n=30)		30~40代 (n=104)		50~60代 (n=159)		70代以上 (n=82)	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
音楽	259	69.6%	21	70.0%	80	76.9%	111	69.8%	47	57.3%
美術	102	27.4%	11	36.7%	26	25.0%	41	25.8%	24	29.3%
演劇	50	13.4%	8	26.7%	19	18.3%	13	8.2%	10	12.2%
舞踊、ダンス	53	14.2%	11	36.7%	14	13.5%	16	10.1%	12	14.6%
映画	259	69.6%	25	83.3%	79	76.0%	116	73.0%	39	47.6%
メディア芸術	32	8.6%	8	26.7%	14	13.5%	8	5.0%	2	2.4%
伝統芸能	15	4.0%	1	3.3%	3	2.9%	3	1.9%	8	9.8%
演芸	136	36.6%	11	36.7%	38	36.5%	61	38.4%	26	31.7%
文芸	35	9.4%	4	13.3%	6	5.8%	11	6.9%	14	17.1%
生活文化	30	8.1%	2	6.7%	7	6.7%	5	3.1%	16	19.5%
文化財等	114	30.6%	8	26.7%	24	23.1%	51	32.1%	31	37.8%
その他	5	1.3%	1	3.3%	1	1.0%	1	0.6%	2	2.4%
鑑賞しなかった	45	12.1%	2	6.7%	10	9.6%	18	11.3%	15	18.3%



傾向 文化芸術を「メディアで鑑賞した」と答えた人のうち、「映画」「音楽」ともに69.6%と約7割を占めており、年齢別では「10~20代」「30~40代」「50~60代」で高くなっています。「10~20代」では、「舞踊、ダンス」が36.7%と他の年齢層より20ポイント以上高くなっています。

「文化芸術に関する情報収集の手段」 × 「年齢」

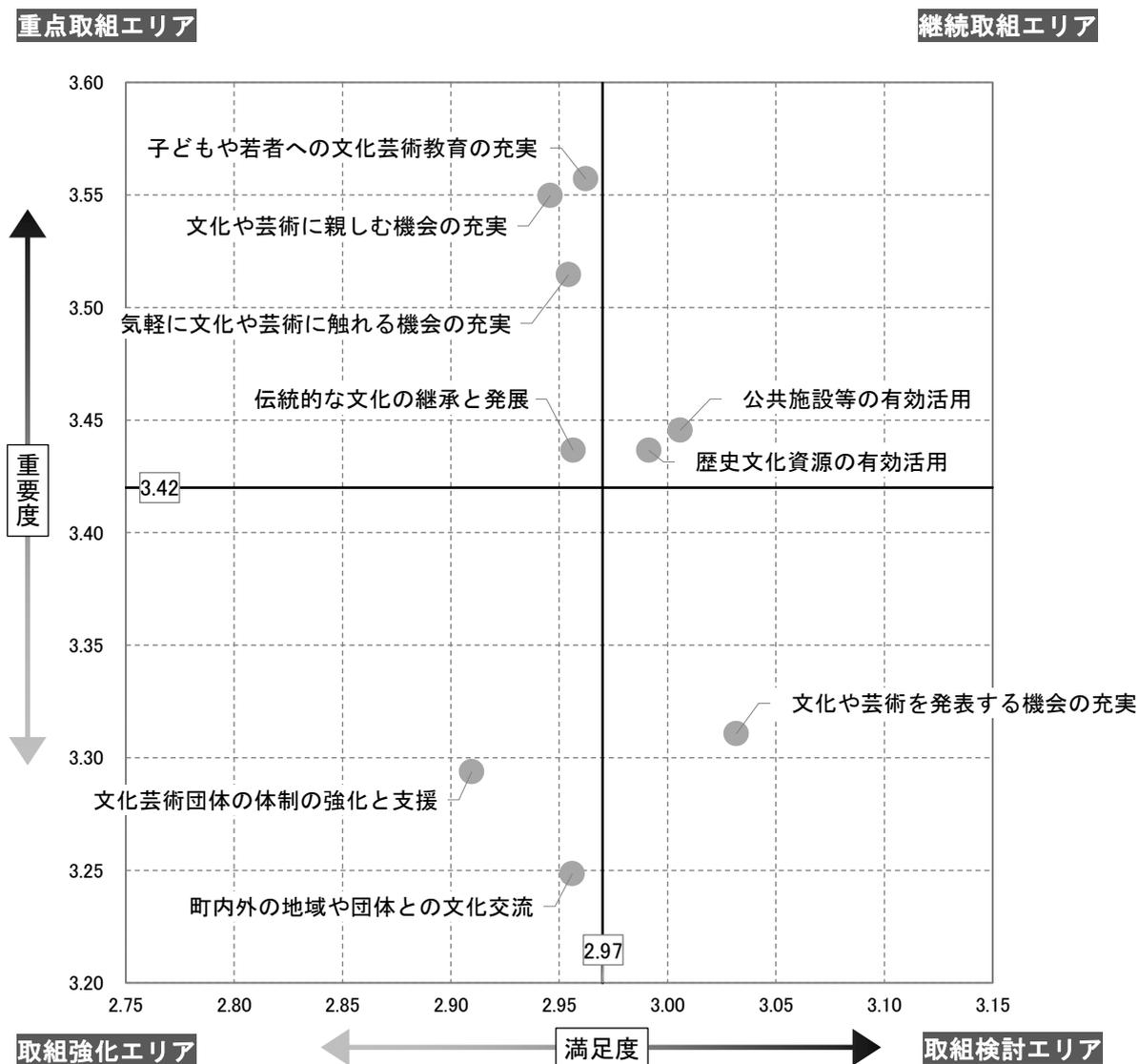
情報収集の手段 (MA)	年齢		10~20代 (n=30)		30~40代 (n=104)		50~60代 (n=159)		70代以上 (n=82)	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
広報おやま	178	48.6%	7	23.3%	35	33.7%	89	56.0%	47	57.3%
地区の回覧板や掲示板	101	27.6%	6	20.0%	22	21.2%	48	30.2%	25	30.5%
役場本庁、各支所や総合文化会館などの公共施設	28	7.7%	2	6.7%	4	3.8%	12	7.5%	10	12.2%
ホームページ	76	20.8%	5	16.7%	33	31.7%	31	19.5%	7	8.5%
Facebook (フェイスブック)、LINE (ライン)、Twitter (ツイッター)	71	19.4%	15	50.0%	30	28.8%	22	13.8%	4	4.9%
テレビ、ラジオ	137	37.4%	13	43.3%	38	36.5%	61	38.4%	25	30.5%
新聞、雑誌	80	21.9%	1	3.3%	11	10.6%	42	26.4%	26	31.7%
ポスター、チラシ、パンフレット	121	33.1%	10	33.3%	32	30.8%	54	34.0%	25	30.5%
知人や友人からの紹介、誘い (ロコミ)	102	27.9%	11	36.7%	24	23.1%	44	27.7%	23	28.0%
その他	6	1.6%	0	0.0%	3	2.9%	3	1.9%	0	0.0%
特にない	40	10.9%	6	20.0%	14	13.5%	11	6.9%	9	11.0%



傾向 情報収集の手段として、年齢が若いほど「Facebook、LINE、Twitter」いわゆる SNS の割合が高くなっています。「30~40代」では、「ホームページ」が、「50~60代」「70代以上」では、「広報おやま」や「新聞、雑誌」の支持率が高く、ターゲットによって情報発信の方法を検討する必要があります。

②ポートフォリオ分析

町の実施に対する満足度・重要度



傾向 満足度に大きな差はありませんが、「子どもや若者への文化芸術教育の充実」が最も重要度が高くなっています。また、「文化や芸術に親しむ機会の充実」「気軽に文化や芸術に触れる機会の充実」も重要度が高く、さまざまな機会の創出が望まれています。

〈ポートフォリオ分析*の方法〉

- 町の9つの取組について、満足度・重要度の回答に対して5段階のウェイトをかけスコア化、その平均値（加重平均値）を2次元のグラフにプロットして散布図を作成しています
- 軸の交点に全取組の満足度の平均値（X軸）と重要度の平均値（Y軸）をとり、散布図を以下の4つの象限（エリア）に区分することにより、今後の取組の方向性を分析します

継続取組エリア 継続して実施する必要がある取組

重点取組エリア 今後の重点課題として、検討が必要な取組

取組検討エリア これまでの取組が充実した結果、満足度は高くなったものが含まれていると考えられる取組。ただし、取組が過剰になっていないか、検討が必要

取組強化エリア 満足度も重要度も低いいため、廃止もしくは実施方法の見直しが必要な取組

(2) 文化芸術関連団体アンケート（抜粋）

活動において困っていること、課題等
会員数の減少、高齢化 <ul style="list-style-type: none">・メンバーの高齢化（40代、50代の参加が少ない）が進んでいる・高齢化による部員数の激減で、大会開催も出来ない状態である・会員の高齢化に加え、新規の参加・後継者が少なく、会員が減っている・メンバーは70～80代がほとんどで、部員増加も期待できず、このままだと自然衰退の危機が目に見えている
新規入会者（若い世代）の獲得 <ul style="list-style-type: none">・小学生までの習い事のイメージがあり、中学生になると部活動で忙しく続けてもらえない・費用がかかるのではという不安から、やりたいという人が少ない・認知度を高め、参加者を増やすようにしたい・若い世代、中高年の参加を期待したいが、練習時間をどう設けるかが課題である
指導者の育成、確保 <ul style="list-style-type: none">・町内に指導者がいない（今まで指導していた方々が高齢になったため）
その他 <ul style="list-style-type: none">・コロナの終息後、以前のような活動が再開できるのが心配（モチベーションの低下など）・高齢化のために、交通手段の確保ができない・作品の展示、販売を行う機会が少ない
今後の展望、目標
若い世代の教育、育成 <ul style="list-style-type: none">・小山町固有の民謡や唄に振り付けをして、（若い人中心に）広めたい・若い世代に、日本の文化を少しでも知ってもらおう・水引、紋切り等と書道を組み合わせた和紙の文化を伝えたい・広く多くの人に音楽を楽しむ手助けをしたい
町内行事への協力 <ul style="list-style-type: none">・会員の協力を得ながら、町内での行事に参加、出品する・地区文化祭への参加、発表を継続する
文化交流の拡大 <ul style="list-style-type: none">・他団体主催の展覧会に参加し、交流を深める・町や県を越えてイベントに参加する
活動の継続、会員の獲得 <ul style="list-style-type: none">・楽しく活動を続けていきたい・目標、皆で仲良くストレス解消になればと集っている・加入者が増加するよう呼びかける、宣伝をする・町内に限らず、町外の指導者に依頼し、会員の入会を期待したい・参加者を増やし、毎月定期的に開催できる日数を増やしたい
新たな活動の展開 <ul style="list-style-type: none">・町内の「～音頭」や「北郷情景」などの演奏譜をおこし、三味線で演奏したい・町民ミュージカルをしてみたい

2 小山町の文化芸術関連施設

本町には、以下の文化芸術関連施設があり、町民サービスの向上を図るとともに、文化芸術の発表、活動の場として活用していきます。

名 称	所在地	施設内容
小山町総合文化会館	阿多野 130	大ホール、展示室、児童遊戯室 調理実習室、美術工芸室、和室等
小山町総合体育館	阿多野 130	アリーナ、トレーニングルーム 観覧席、ジョギングコース等
小山町立図書館	阿多野 130	書架、おはなしコーナー 検索コーナー、視聴覚コーナー
小山町健康福祉会館（ふじみセンター）	小山 75-7	調理実習室、健康運動室、ホール 会議室、工作室、ダンス室、広場等
駿河小山駅前交流センター	小山 599-5	レンタサイクル、ワークスペース 展望テラス、休憩所等
足柄駅前交流センター（足柄支所）	竹之下 1311-7	交流スペース、休憩所、更衣室 ロッカー、広場等
金時公園	中島地内	遊具、広場、土俵、屋内施設等
豊門公園（西洋館、豊門会館）	藤曲 142-7	和室、洋室、広場等
森村橋	小山 133-6	登録有形文化財
誓いの丘	竹之下地内	誓いのモニュメント（誓いの鐘）
小山町役場（本庁）	藤曲 57-2	
足柄地区コミュニティセンター	竹之下 228-2	
北郷地区コミュニティセンター（北郷支所）	用沢 188-1	
須走地区コミュニティセンター（須走支所）	須走 267-6	
道の駅ふじおやま	用沢 72-2	地場産品直売所、物産品販売所 観光案内所、情報コーナー、広場等
道の駅すばしり	須走 338-44	地場産品コーナー、食事、カフェ等
美術館夢呂土	用沢 1373-1	山本丘人記念館、展示室、サロン等
富士浅間神社御鎮座千二百年記念資料館	須走 126	社務所・記念資料館

3 小山町の文化財

① 国指定文化財

種別	名称	指定年月日	所在地・特徴
特別名勝	富士山	S27. 11. 22	富士山須走口旧馬返しより上方の山体が該当
史跡	富士山	H23. 2. 7	富士浅間神社及び須走口五合目以上の登山道が該当

② 国登録文化財

種別	名称	指定年月日	所在地・特徴
建造物	豊門会館(和室)	H17. 11. 10	藤曲 144-8 明治 42 年建築した和田豊治宅を大正 14 年に現在地へ移築。木造 2 階建て、瓦葺、入母屋破風。
建造物	豊門会館(洋館)	H17. 11. 10	藤曲 144-8 和室と隣接し、和館の南側に位置する。平屋建て、スレート葺き、寄棟造。
建造物	豊門公園西洋館	H17. 11. 10	藤曲 142-7 昭和初期に建設。旧豊門青年学校。木造 2 階建て、スレート葺き、寄棟造。
建造物	豊門公園正門	H17. 11. 10	藤曲 144-8 大正 14 年建設。鉄筋コンクリート、モルタル洗い出し仕上げの門柱。
建造物	豊門公園噴水泉	H17. 11. 10	藤曲 142-7 昭和初期に建設。鉄筋コンクリート、モルタル洗い出し仕上げで石積み風に目地を入れている。
建造物	豊門公園和田君遺徳碑	H17. 11. 10	藤曲 144-8 大正 14 年建設。高さ 3m の花崗岩製。朝倉文夫による独特な意匠。
建造物	森村橋	H17. 11. 10	小山 133-6 明治 39 年建設。鋼製プラットトラス方式。設計は秋元繁松、製作は東京石川島造船所。
建造物	松村家住宅主屋	H20. 7. 8	須走 31 昭和 12 年登記。木造平屋建て、面積 123 m ² 。屋根は切妻造で土間と食堂、和室が接続。建築は清水組。

③ 県指定文化財

種別	名称	指定年月日	所在地・特徴
彫刻	宝鏡寺の木造地藏菩薩坐像	S60. 3. 19	竹之下 1462 像高 77.1m・檜材・寄木造・内削・漆箱・白毫に水晶玉・玉眼嵌入・南北朝期
天然記念物	富士浅間神社のハルニレ	S38. 2. 19	須走 126 幹廻 4m・樹高 24.5m
天然記念物	大胡田天神社のイチヨウ	S41. 3. 22	大胡田 643 幹廻 7.6m・樹高 20m
天然記念物	柳島八幡神社の二本杉	S42. 10. 11	柳島 168 幹廻 5.2m・樹高 31m・幹廻 5.5m・樹高 36m

④ 町指定文化財

種別	名称	指定年月日	所在地・特徴
建造物	甘露寺宝篋印塔	S48. 10. 25	菅沼 683 応永 7 年(1400 年)徳勝和尚が後生善処のために造立。
建造物	嘉慶銘宝篋印塔	S63. 12. 16	菅沼 2112-2 梅林内に位置する。
建造物	栗の木沢の唯念名号碑	H3. 5. 1	竹之下 3676-20 高さ 3.8m・横幅 1.5m・厚さ 0.8m
建造物	栗の木沢の題目碑	H4. 6. 1	竹之下 3677-17 高さ 3.56m・横幅 1.24m 厚さ:中 0.42m 下 0.6m
建造物	富士山東口本宮 富士浅間神社社殿	H18. 8. 24	須走 126 享保 3 年(1718 年)に再建された社殿が現存。本殿、幣殿、拝殿が一体化しているという特徴を有す。
史跡	乗光寺大森六代之墓	S48. 10. 25	生土 234-1 大森頼直が正保元年(1644 年)に墓石を移転。
無形民俗文化財	竹之下太鼓	S59. 12. 21	竹之下区 富士登山する道者の無事を祈ったことに端を発する。
天然記念物	湯船八幡神社の夫婦スギ	S58. 5. 1	湯船 371 大:根廻 7.5m・目通 5.65m・樹高 35m 小:根廻 5.6m・目通 4.26m・樹高 30m・樹齢約 250 年
天然記念物	上野神明社のアカガシ	S58. 5. 1	上野 178 根廻 6.1m・目通 5.1m・樹高 20m・樹齢約 300 年
天然記念物	富士浅間神社の エゾヤマザクラ	S58. 5. 1	須走 126 根廻 2.08m・目通 1.75m・樹高 8m・樹齢約 110 年
天然記念物	富士浅間神社の根上りモミ	H3. 5. 1	須走 126 根廻 4.6m・目通 3.1m・樹高 27m・樹齢約 300 年
天然記念物	棚頭産神社のスギ	S63. 12. 16	棚頭 714 甲:根廻 6.45m・目通 5.6m・樹高 23m 乙:根廻 6.4m・目通 5.2m・樹高 23m・樹齢約 400 年
天然記念物	用沢八幡宮の三本スギ	S63. 12. 16	用沢 517 根廻 10.3m・目通:甲 3.4m・乙 5m・丙 3.5m 樹高約 30m・樹齢約 300 年
彫刻	坂下区十王堂地藏菩薩坐像	H21. 12. 16	菅沼 707-1 桧・寄木造・漆箔 肉身金泥塗り、玉眼 像高:34.4cm 室町時代後期～江戸時代初期
絵画	坂下区十王堂十王図	H21. 12. 16	菅沼 707-1 紙本着色・紙継ぎなし 表装後補 縦:111.4～112.0cm 横:37.0～37.5cm 文化元年(1804 年) 10 幅全て、同一人物による作品
書跡・典籍 古文書	坂下区十王堂 木食観正宝号軸	H21. 12. 16	菅沼 707-1 絹本墨書・絹継ぎなし 布表装 作者:木食観正 縦:67.9cm 横:33.8cm 作者が小山町に滞在した文政 7 年(1824 年)頃
彫刻	坂下区十王堂石仏	H21. 12. 16	菅沼 707-1 17 体 丸彫像・一部朱彩色・金泥彩色 像高:25.8～41.8cm 延宝 8 年(1680 年)を遡る江戸時代初期
建造物	藤曲浅間神社の 二宮金次郎墓碑	H27. 9. 25	藤曲 168 1 基 高さ:171.2cm、幅:98.1cm、 奥行:66.5cm 年代:安政 4 年(1857) 11 月 墓石の形状は、二宮の「一円融合」の思想を表す。

4 小山町の埋蔵文化財等

	遺跡名	時代	種別	所在地	現況	遺構	遺物	文献
1	上野奥の沢遺跡	縄文中期	散布地	上野北山	山林		縄文土器	
2	上野堀之内	中世	城館	上野字堀之内	境内	空堀・土塁		
3	湯船遺跡	縄文	散布地	湯船	工場		縄文土器	
4	湯船城	中世	城館	湯船字附野	山林			
5	柳島遺跡	縄文中期	散布地	柳島堀	公民館		縄文土器	
6	湯船堀之内	中世	城館	湯船字下耕地	田			
7	藤曲屋敷	中世	城館	藤曲字宮原	宅地			
8	生土城	中世	城館	生土字城山	山林	曲輪・ 空堀・ 井戸跡		静岡県の中世城館跡
9	御園平遺跡	縄文前～後期	散布地	生土御園平	畑	列石	縄文土器	
10	御園遺跡	縄文中期	散布地	生土御園	宅地		縄文土器・ 石斧・石棒	静岡県史第1巻
11	用沢堀之内	中世	城館	用沢字坂本	田			
12	一色城	中世	城館	一色島土	田・宅地			
13	沼子遺跡	縄文	散布地	柳島字沼子	田・畑			確認調査報告書
14	中の丸遺跡	古墳・古代	散布地	上古城中の丸	境内		土師器・ 須恵器	静岡県郷土研究1
15	一色遺跡	縄文	散布地	一色上大畑	田		縄文土器	
16	岩田館	中世	城館	菅沼字菅沼	宅地			
17	打越館	中世	城館	吉久保字打越	宅地			
18	吉久保遺跡	縄文中期	散布地	吉久保	田		縄文土器	
19	下古城(古城)	中世	城館	下古城字永塚	田	土塁		
20	上矢台遺跡	縄文後期	散布地	竹之下上矢台	山林・原野		縄文土器	静岡県史
21	竹之下堀之内	中世	城館	竹之下字堀之内	宅地			
22	竹之下屋敷(城之腰)	中世	城館	竹之下字城之腰	宅地	井戸跡		
23	高畑城(高畑山)	中世	城館	竹之下	山林			
24	大曲遺跡	古墳～平安	散布地	竹之下大野原	宅地			
25	ゼンコージ遺跡	古代	散布地	竹之下善光寺	山林		土器	
26	新見堂遺跡	縄文晩期	散布地	竹之下新見堂	山林		縄文土器・ 磨製石斧	
27	横山遺跡	古墳後期～中世	集落	竹之下上横山	小山高校	住居跡・ 柵列	土師器・ 須恵器	横山遺跡概報
28	上横山遺跡	奈良・平安	散布地・ 集落	竹之下上横山	工場		土師器・ 須恵器・ 鉄製品	上横山遺跡報告書
29	桑木沢田遺跡	平安	集落	桑木	宅地	住居跡	陶磁器・ 構築礫	沢田遺跡確認調査 報告書
30	古瀧遺跡	縄文中期	散布地	竹之下古瀧	山林		縄文土器	
31	クラモンザ遺跡	縄文中期	散布地	竹之下古瀧	山林		縄文土器	
32	新柴堀之内	中世	城館	新柴字堀之内	宅地	井戸跡		
33	ワデ遺跡	縄文後期	散布地	桑木ワデ	田・宅地		縄文土器	
34	向桑木遺跡	縄文中期	散布地	桑木一ノ沢	山林		縄文土器	
35	池の沢遺跡	弥生	散布地	桑木池の沢	田		弥生土器	
36	八重山屋敷	中世	城館	小山字八重山	宅地			
37	足柄城	中世	城館	竹之下峠	山林	曲輪・ 空堀・ 井戸跡・ 土塁		調査報告書
38	足柄峠Ⅰ遺跡	縄文中期・後期	散布地	竹之下峠	山林		縄文土器	
39	足柄峠Ⅱ遺跡	古墳・古代	散布地	竹之下峠	山林		土師器・ 須恵器	
40	尾立城	中世	城館	生土	山林	堅土塁		調査報告書
41	南ノ原遺跡	奈良	集落	桑木字上の原	旧RDFセンター	住居跡・ 土坑	土師器・ 須恵器・ 鉄製品	調査報告書
42	富士山	特別名勝・史跡						

5 法令、計画等

(1) 文化芸術基本法

平成十三年法律第四百四十八号

○文化芸術基本法

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、獨創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。

5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。

8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。

9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の関心及び理解)

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

(文化芸術団体の役割)

第五条の二 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協働)

第五条の三 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 文化芸術推進基本計画等

(文化芸術推進基本計画)

第七条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する基本的な計画（以下「文化芸術推進基本計画」という。）を定めなければならない。

2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。

4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十六条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。

5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

(地方文化芸術推進基本計画)

第七条の二 都道府県及び市（特別区を含む。第三十七条において同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第三号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（次項において「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画（次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第三章 文化芸術に関する基本的施策

(芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興等)

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国語についての理解)

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育の充実)

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

(著作権等の保護及び利用)

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作権者の権利及びこれに隣接する権利（以下この条において「著作権等」という。）について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の鑑賞等の機会の充実)

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の充実)

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮等)

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等)

第二十九条の二 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等との連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備

(文化芸術推進会議)

第三十六条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等)

第三十七条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(2) 小山町文化芸術振興条例

令和3年3月22日条例第5号

○小山町文化芸術振興条例

(目的)

第1条 この条例は、本町における文化芸術の振興についての基本理念を定め、文化芸術の振興に関する施策(以下「文化芸術振興施策」という。)の基本となる事項を明らかにすることにより、町と町民等が相互に連携協力を図り、地域での文化芸術を振興するとともに、伝統文化を継承し、心豊かな町民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 文化芸術活動 文化芸術を創造し、若しくは享受し、又はこれらの活動を支える活動をいう。
- (2) 町民等 町内に居住する者、町内に通勤し、又は通学する者及び町内で文化芸術活動を行う者をいう。
- (3) 地域 町内において社会関係上のつながりを有する範囲をいう。
- (4) 文化芸術団体 文化芸術活動を行う法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。)をいう。
- (5) 事業者 町内において事業活動を行う全ての者をいう。

(基本理念)

第3条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行うことが人々の権利であることに鑑み、町民等がその年齢、障害の有無、経済的な状況等にかかわらず、等しく文化芸術活動に参加できるような環境の整備が図られなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、次代を担う子どもや若者に対し文化芸術活動への親しみを抱かせ、地域に根ざした伝統ある文化芸術の継承や、新たな文化芸術の創造に携わる人材の育成を図らなければならない。

4 文化芸術の振興に当たっては、町内外において文化を活かした交流が図られなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、文化芸術振興施策を策定し、及び実施するものとする。

(町民等の役割)

第5条 町民等は、基本理念にのっとり、自主的かつ主体的な、文化芸術活動を通じて、文化芸術の振興を図り、文化の薫り高いまちをつくるよう努めるものとする。

(地域の役割)

第6条 地域は、基本理念にのっとり、文化芸術活動や地域文化の維持及び継承を通じて、地域づくり及び人づくりに努めるものとする。

(文化芸術団体の役割)

第7条 文化芸術団体は、基本理念にのっとり、自主的かつ主体的な文化芸術活動を通じて、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、地域社会を構成する一員として、その保有する資源を活用し、地域の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

(基本計画)

第9条 町は、文化芸術振興施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、小山町文化芸術振興基本計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 文化芸術の振興に関する基本方針
- (2) 文化芸術の振興に関する目標
- (3) 文化芸術振興施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、文化芸術振興施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 町長は、基本計画を定めるに当たっては、町民等の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

(町民等の文化芸術活動を行う機会の提供)

第 10 条 町は、町民等が等しく多様な文化芸術に親しむことができるよう、文化芸術を鑑賞し、及び体験し、並びに文化芸術活動の成果を発表する機会を提供する施策を講ずるものとする。

2 町は、町民等が多様な文化芸術活動が行えるよう考慮するものとする。

(子どもや若者に対する文化芸術教育の充実等)

第 11 条 町は、次代を担う子どもや若者が感性を磨き、豊かな人間性を育む事よってのびゆく力を育て、文化芸術の担い手となるよう必要な施策を講ずるものとする。

(伝統文化の継承等)

第 12 条 町は、地域への愛着や誇りを育むため、伝統文化の調査、継承、文化財等の保全と活用を促すために必要な施策を講ずるものとする。

(地域交流の推進)

第 13 条 町は、文化芸術活動を通じて、文化の多様性を理解し、認め合い、町内外における交流を促進させるために必要な施策を講ずるものとする。

(生涯学習推進委員会)

第 14 条 文化芸術の振興を図るために必要な事項は、別に定める生涯学習推進委員会において意見を聴くものとする。

(顕彰及び助成)

第 15 条 町長は、文化芸術活動で顕著な成果を取めたもの及び文化芸術の振興に寄与したものの顕彰に努めるものとする。

2 町長は、文化芸術の振興に寄与すると認められるものに対して、助成を行うことができる。

(委任)

第 16 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(3) 静岡県文化振興基本条例

平成 18 年 10 月 18 日条例第 53 号

○静岡県文化振興基本条例

静岡県文化振興基本条例をここに公布する。

静岡県文化振興基本条例

附則

私たちの静岡県は、霊峰富士をはじめとした美しく変化に富んだ自然と温暖な気候に恵まれ、茶、魚、果物その他の豊かな物産を産出する暮らしやすい県であるとともに、古くから東西交通の要衝の地として、東西日本の文化の交流が盛んに行われ、豊かな歴史を刻んできた。これらの風土及び歴史の中で、先人たちが県内外の様々な人々と交流し、ふれあいながらはぐくんできた個性豊かで多様な文化が、各地に様々な存在している。

これらの文化を未来へと継承し、かつ、新しい価値を見出すことにより新たな地域文化として創造し、及び発展させていくためには、様々な地域や人々とのつながりや交流を実感し、かつ、産業、まちづくり、教育、福祉等の分野との連携を図りながら、次代の文化の担い手である子どもをはじめとした文化に関わる様々な人を育てる環境や仕組みを作っていかなければならない。

また、県民の文化に関する価値観や文化との関わり方は、様々であり、持続的に文化を振興していくためには、県民の自主性が尊重されることを旨としつつ、文化を創造し、又は享受する活動が尊重されるとともに、それらの活動を理解し、支援し、仲介する等の文化を支える活動が尊重されなければならない。

私たちは、県民すべての幸せと繁栄のために、これらの課題に取り組むことによって、静岡県の多様な文化資源を生かし、発展させて、個性豊かで創意と活力にあふれる地域社会の実現を目指すとともに、文化に関する活動を行う権利を県民一人ひとりが互いに尊重しあう社会を実現することを決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、文化の振興に関し、基本理念を定め、及び県の役割を明らかにするとともに、文化の振興に関する施策(以下「文化振興施策」という。)の基本となる事項を定めることにより、文化振興施策の総合的な推進を図り、もって個性豊かで創意及び活力にあふれる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 文化の振興に当たっては、文化を創造し、若しくは享受し、又はこれらの活動を支える活動(以下これを「文化活動」という。)を行うことが県民の権利であることにかんがみ、県民が等しく文化活動に参加できるような環境の整備が図られなければならない。

2 文化の振興に当たっては、県民一人ひとりの自主性及び創造性が尊重されなければならない。

3 文化の振興に当たっては、文化の多様性が尊重されるとともに、地域における多様な文化の共生が図られるよう配慮されなければならない。

4 文化の振興に当たっては、文化が地域間における相互理解を深める上で重要な役割を果たすことにかんがみ、文化に関する情報を広く国内外に発信するなど、文化交流が積極的に推進されなければならない。

5 文化の振興に当たっては、風土及び歴史に培われてきた地域の伝統的な文化が、県民の共通の財産としてはぐくまれ、将来にわたり引き継がれるよう配慮されなければならない。

(県の役割)

第 3 条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、文化振興施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 前項の規定による文化振興施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項について十分に配慮しなければならない。

(1) 文化の内容に介入し、又は干渉することがないようにすること。

(2) 広く県民の意見が反映されるようにすること。

(3) 広域的な視点に立ちながら、市町又は文化活動を行う団体(国及び地方公共団体を除く。)及び個人(以下「民間団体等」という。)では実施が困難なものに取り組むこと。

3 県は、文化振興施策の策定及び実施のために必要な体制を整備するよう努めるとともに、財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第 4 条 県は、地域における文化の振興が市町の本来的な役割であることにかんがみ、文化振興施策の推進に当たっては、市町との連携に努めるとともに、市町が文化振興施策を策定し、及び実施するために必要な助言若しくは協力を行うよう努め、又は市町相互の連携が図られるよう努めるものとする。

第 5 条 県は、民間団体等の自主性及び民間団体等が行う文化活動の多様性に十分に配慮しながら、当該文化活動の相互の連携が促進されるとともに、民間団体等が行う支援活動(文化活動のうち文化を創造し、又は享受する活動を支える活動をいう。以下同じ。)が促進されるよう、環境の整備その他の支援を行うものとする。

第 2 章 文化振興基本計画

第 6 条 知事は、文化振興施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、文化の振興に関する基本的な計画(以下「文化振興基本計画」という。)を定めるものとする。

2 文化振興基本計画は、文化振興施策の大綱その他文化の振興に関し必要な事項について定めるものとする。

3 知事は、文化振興基本計画を定めるに当たっては、文化振興施策と産業、まちづくり、教育、福祉その他の分野における施策との連携が図られるよう配慮するものとする。

4 知事は、文化振興基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、広く県民の意見を聴くとともに、静岡県文化政策審議会に意見を求めるものとする。

5 知事は、文化振興基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、文化振興基本計画の変更について準用する。

第3章 文化の振興に関する基本的施策

(多様な文化資源の把握等)

第7条 県は、独創的で優れた地域文化の形成等を図るため、地域に根ざした伝統文化、新たに創造された地域文化その他の本県の多様な文化資源の把握、保存、継承及び活用の促進、当該文化資源に関する情報の収集及び発信その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化活動を行う機会の提供等)

第8条 県は、広く県民が文化活動を行う機会の充実を図るため、文化施設の活用又は民間団体等との連携による文化活動を行う機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化活動の充実等)

第9条 県は、次代の文化の担い手となる青少年が豊かな人間性を形成し、創造性をはぐくむことができるようにするため、学校教育における文化活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者等の文化活動が活発に行われるような環境の整備等)

第10条 県は、高齢者、障害者等が行う文化活動の充実を図るため、これらの者の文化活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化を創造する活動への支援等)

第11条 県は、本県の文化水準の向上に資するとともに、本県の魅力を高め、及び県民の誇りとなる文化の振興を図るため、世界を視野に入れて文化を創造する活動に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(支援活動の普及啓発等)

第12条 県は、民間団体等が行う支援活動が本県における文化の振興に果たす役割の重要性にかんがみ、その促進を図るため、当該支援活動の普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域産業の振興等に関する情報の提供等)

第13条 県は、県民の文化活動の促進に資する地域産業の振興を図るとともに、当該地域産業による地域文化の形成を促進するため、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

第4章 静岡県文化政策審議会

(設置及び所掌事務)

第14条 県に、静岡県文化政策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 文化振興基本計画に関し、第6条第4項に規定する意見を述べること。

(2) 知事の諮問に応じ、文化の振興に関する基本的事項について調査審議すること。

(3) 知事の諮問に応じ、文化振興施策の目標の達成度、効果等について検証し、及び評価すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、文化の振興に関し必要な事項について調査審議し、知事に意見を述べること。

(組織)

第15条 審議会は、知事が任命する委員20人以内で組織する。

(任期)

第16条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第17条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第18条 審議会の会議(以下この条において「会議」という。)は会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第19条 審議会に、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

(委任)

第20条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則 この条例は、公布の日から施行する。

(4) 第5次小山町総合計画（抜粋）

第3章 文化の薫るまち【教育・文化・スポーツ】

3-3 文化芸術活動の振興 〈文化芸術〉

町民が日常生活において、文化芸術に触れることができる生活を送ることを目的とします

仕事

ひと

少子化

安心・地域

4 質の高い教育を
みんなに



11 住み続けられる
まちづくりを



■現状と課題

近年、働き方の変化により余暇が増えていることから、文化的、芸術的活動への参加意欲やニーズが高まっています。そのため、町民が多くの文化芸術に触れ、活動に取り組むことができる機会の創出や環境を整備することが求められています。

また、文化芸術振興の担い手を育成し、町の文化芸術水準の向上を図る必要があります。

小山町らしいまちづくりを進めるためには、地域の歴史や文化を伝承していくとともに、すべての町民が、地域に対する誇りや愛着を持てるまちを目指していく必要があります。

そのためには、貴重な文化財の調査・保全・活用を進めるとともに、小山町文化芸術振興条例に基づき、地域文化を活かした特色のあるまちづくりを推進していく必要があります。

■目標（指標）

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (R7)	指標の説明
「町民が伝統文化や郷土を大切にしている」と回答する町民の割合	48%	60%以上	町民意識調査
「文化芸術に触れる機会が充実している」と回答する町民の割合	27%	50%以上	町民意識調査

■施策の方向（主な取組）

(1) 文化芸術を担う人材づくり

①鑑賞の機会の提供と充実

気軽に文化や芸術を鑑賞するとともに、親しむ機会の充実を図ります。

②体験の機会の提供と充実

気軽に文化や芸術に触れることが出来る各種教室や講座を開催します。

③成果発表の機会の提供と充実

体験した文化や芸術を発表する機会を充実させるとともに、活動団体等への支援や顕彰を行います。

④子どもや若者への文化教育の充実

子どもや若者が文化や芸術に親しむ機会の充実を図ります。

⑤伝統的な文化の継承と発展

無形民俗文化財などの文化財を継承、発展させるため、その活用と周知を図ります。

(2) 文化芸術を身近に感じるまちづくり

①活動団体の体制強化

文化連盟をはじめとする活動団体の支援、協力を推進します。

②公共施設等の有効活用

町内の文化施設、歴史的施設等を有効活用し、文化芸術に触れる機会の充実を図ります。

③歴史文化資源の有効活用

小山町文化財保存活用地域計画を策定し、新たな文化財の掘り起こしを行うとともに、文化財の保護と継承、活用を推進します。

④文化交流の推進

町内外の地域や団体等との交流を促進し、町の文化芸術活動の振興を図ります。

町民・事業者の主な協働イメージ

- 町民と行政が連携し、「小山町史」等の歴史資料の有効活用、及び豊門会館や森村橋などの文化財の保全と活用を進めます。
- 文化・芸術の鑑賞会や各種教室、講座へ、積極的に参加します。
- 地域の子どもたちへ、地域の伝統を伝えます。

6 用語解説

用語	解説	掲載頁
SDGs (エスディージーズ)	Sustainable Development Goals の略。よりよい世界を目指すための持続可能な開発目標のこと。平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットにおいて全会一致で採択された。	14
アウトリーチ	Outreach、外に手を伸ばすことの意。福祉などの分野における地域社会への奉仕活動、公共機関の現場出張サービスなどの意味で使用される。	16
アーティスト・イン・レジデンス	国内外の芸術家等が一定期間滞在し、様々な活動を通して作品制作やリサーチを行う機会を提供するもの。	16
ワークショップ	Workshop、作業場、工房の意。現代では参加者の主体性を重視した体験型の講座、グループ学習、研究集会などを指す言葉として浸透している。ものづくり講座、音楽・演劇ワークショップなどもこれにあたる。	16
フォトログイニング	ログイニング(Rogaining)は、野外において地図を読み解きながら制限時間内にルートを回り、そのタイムをチームで競い合うスポーツのこと。フォトログイニングは、チェックポイントの通過証明に写真撮影を使用する。	16
ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和のこと。誰もがワーク・ライフ・バランス) のとれた働き方ができる社会の実現を目指し、国において、平成 19 年に「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス) 憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定された。	17
ブックスタート事業 セカンドブック事業	ブックスタート事業は、0 歳児健診等の機会に、絵本と絵本に触れる体験をセットでプレゼントする活動のこと。セカンドブックは、ブックスタート事業のフォローアップとして、2 歳児健診時に絵本をプレゼントする事業。	19
ポータルサイト	インターネットにアクセスする際の入口となるウェブサイトのこと。	21
レファレンス	図書館利用者が学習・研究・調査を目的として必要な情報・資料などを求めた際に、図書館員が情報そのものあるいはそのために必要とされる資料を検索・提供・回答することによってこれを助ける業務のこと。	22
コミュニティ・スクール	学校運営協議会制度のこと。学校と保護者や地域がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を進める法律(地教行法第 47 条の 5)に基づいた仕組み。	24
ポートフォリオ分析	顧客満足度調査(CS 調査)等で用いられる分析手法の一つ。「満足度」と「重要度」を 2 次元のグラフの中に配置することで、相関関係の見える化を図ることができる。	33

小山町文化芸術振興基本計画

令和 4 年 3 月

発行： 小山町
〒410-1395 静岡県駿東郡小山町藤曲 57-2
☎ (0550) 76-1111 (代表)

編集： 小山町教育委員会 生涯学習課
〒410-1321 静岡県駿東郡小山町阿多野 130
☎ (0550) 76-5722 (直通)